

19世紀パリの住宅改革と公衆衛生

大森弘喜

はじめに

第1章 ムラン法の制定

第1節 19世紀前半の住宅事情

第2節 ムラン法の制定 アルマン・ド・ムラン / 法案の審議 /
M. シュヴァリエの懸念 / 法案審議と問題点 /
1850年4月13日法

第2章 ムラン法の施行と世紀末パリの住宅事情

第1節 ムラン法の施行 パリ不衛生住宅委員会の活動 / 司法の判断

第2節 ムラン法の不備と欠陥

ガルニの衛生化 / 19世紀末パリの住宅衛生事情

第3節 1902年公衆の健康保護に関する法

1902年法の評価 (以上本号)

第3章 住宅改革運動

第4章 HBMの誕生

結びにかえて

はじめに

七月王政期に進行したフランスの産業化と都市化は、国民のなかに対流現象をつくりだし、社会的・経済的な上昇の機会を一部のものに与え、パリなどの大都市には成功したブルジョワの分厚い社会層が形成された。その反面、その機会に恵まれなかった者、工業化の過程で没落した手工業者や地方からの出稼ぎ労働者などは、都市でも安定した生活基盤をつくれず貧窮にあえいだ。富めるものと貧しきものとの社会的亀裂は、パリではほ

ば周期的に生じた政治的動乱の裡に読みとれる。その際、疫病の流行はその社会的亀裂を「死の前の不平等」として人々に認識させた。1830年七月革命後の政治的動揺と32年のコレラ流行、1848年二月革命と49年のコレラ再襲がその好例である。これらの出来事は政治家や思想家、社会改良家らに大きな衝撃を与え、産業化と都市化の恩恵に浴せなかった者の社会的包摂の必要性が認識されるようになった。1848年二月革命後に成立した第二共和政は、公的扶助など社会主義的な施策を打ち出すが、1850年に制定された「不衛生住宅の衛生化法」(以下法案提出者にちなんで「ムラン法」と記す)も、そうした文脈で捉えることもできるが、思想的葛藤の産物でもあった。

ナポレオン3世とオスマン＝ベルグランによるパリ都市改造は、道路開鑿を柱にパリを美的かつ衛生的な現代都市に変えた。前述のように、遠隔の水源からの導水、地下に張り巡らした下水道網などのインフラ構築は、衛生の基本条件を整えたから、公衆衛生ならびに身体衛生は格段に改善されるはずであった。ところがコレラは下火になったが、腸チフスと結核は衰えを見せなかった。というのも、折角水まわりのインフラ整備がすすんでも、建物の所有者や大家は、このインフラとの「接続」を忌避していたので、借家人つまりアパルトマン居住者は容易に水の恩恵に浴せなかったからである。結核は有効な対策もないまま20世紀初頭にはパリの風土病と化していた。

オスマンの都市改造は庶民の住宅難を解消するどころか、いっそう剣呑にした。拡幅されたブルヴァール(大通り)には、整然と同じ高さで連なる豪壮なファサード(装飾つきの正面)をもつ建造物が構築された。いわゆるオスマン式建物である。これらの建物は当時のアメニティ(フランス流に云うなら«confort»つまり「快適」)が装備され、高価な分譲価格で売られた。そこには銀行家、医師、公証人や弁護士など法曹家、企業経営者、大商人などブルジョワジーが自ら住むか、あるいは取得後に高級マンション

ンやオフィスとして賃貸に供した。一言で云えば、パリ都市改造はこの都市を「ブルジョワ化」したのであり、原理的には、住宅を市場経済原理で取引される商品と化したのである。富裕なブルジョワ階級は都市改造事業でアメニティの完備したマンションに住むことを好んだ。こうした高級マンションは大手不動産会社により競って供給された。

もちろん旺盛な需要がある庶民のためにも住宅供給はなされた。だがこの狭い土地に暮らす住民の多さから見ても、パリの住宅市場は常に売り手市場であった。粗末な資材で建てられた狭く、アメニティも碌でない住戸でもそれなりの家賃で賃貸に出すと、借り手はすぐに見つかった。こうしてみると19世紀のパリのように、衛生の公的規制がない条件下では不衛生住宅が増殖するのは自然の道理であった。

家賃の高騰は都心部から労働貧民を追い出し、その多くを新郊外である北部から北東部の地域へと移住させた。だが、レ・アル（中央卸売市場）一帯には、人足や日雇いなど低賃銀の労働者が居続けた。市場が運搬や清掃などに従事する労働者を毎日必要としていたからである。かれらは早朝仕事とその不定期さ、低賃銀などのため、「職住接近」を選ぶほかはなかったが、多くは、ガルニなど衛生的に見ても欠陥のある安宿か、狭小で廉価な「ウサギ小屋」に寝泊りしたのである。

1850年ムラン法は、この世紀前半に疫病被害が集中した不衛生住宅を改善するために制定され、大いに期待されたが、フランス全体でもパリでも期待は裏切られた。その実働部隊である「不衛生住宅委員会」そのものが、多くの自治体で設置が見送られたからである。設置された都市でも本来の役割が果たせなかった。20世紀前半になっても、パリなど大都市に不衛生住宅が残存するのは、微温湯的な衛生行政と、それを許したフランス社会のあり方に起因すると思われる。

本稿は、最初の公衆衛生法である1850年ムラン法制定の事情をまず警

見し、同法に籠められた提案者の意図を探る。次に、何故に同法がフランスの土壤に十分に根づかなかったのか、何故に機能不全に陥ったのかを、同法の条文のうちだけでなく、当時のフランス社会の体質のうちに探る。さらに、同法の施行対象となる不衛生住宅の当事者たち、つまり所有者と借家人の衛生観を見る。そこには一筋縄ではゆかない利害の錯綜と思惑があった。

ところで1850年ムラン法の改定版が1902年の「公衆の健康保護に関する法」であるが、この法律で不衛生住宅を大きく減らすことはできたのだろうか。新築物件は確かに最低の衛生条件をクリアしなければ建築許可が下りないから、その意味では同法の効果は一定程度認めることはできる。だが、既存の不衛生住宅街区、その象徴的事例である結核が巣食う「健康に害を及ぼす地区」の衛生化（スラム・クリアランス）は、両大戦間期にも容易に進捗しなかった。1902年法にも不備や欠陥があっただけでなく、スラム・クリアランスが、ひとり公衆衛生の枠組を越えて都市計画というスキームを必要とすることが認識されるようになったからである。

第3章以下では19世紀最後の四半期に本格化する労働民衆のための住宅改善の運動を概観し、その一つの成果たるHBM低廉住宅建設の展開を詳述する。

第1章 ムラン法の制定

第1節 19世紀前半の住宅事情

復古王政期にすでにパリの人口増加は顕著であり、1817年の713千人が10年後には890千人へと増加し、旧市街（12区体制）の人口密度は相当に高くなっていた。道路監督長官ドーバントンの挙げるデータによれば、一家屋当たりの住民数は、1817年の26.44人から、27年には30.21人へ

と14%も上昇している。とくに都心部の旧3区, 4区にはもはや十分の空き地もなく、「これら古い街区では目だった改善もなく, 過度の人口集中が見られる。」とドーバントンは云う。[Guerrand, 1967, p25]¹⁾ この傾向は七月王政期にも引き続き見られ, 1832年のコレラ流行で最も被害の集中した旧9区のアルシ地区では, 住民一人当たりの面積は僅か7㎡でしかない。ところがその西方数kmのシャンゼリゼ地区では同190㎡にもなる。[Guerrand, 1967, p26] これはそのまま住民の貧富格差を示唆しているのだが, それはさておき, セーヌ右岸の都心部の狭いエリアに, 如何に多くの住民が暮らしていたかが窺える。

この流入人口の増加を当て込んで建築されたのは, 安普請のアパルトマンであり, 光も空気も十分に入らない不衛生住宅であった。セーヌ県衛生評議会の1825年報告によれば, 建設企業が首都で建設しているのは, 天井の低い換気の良くないアパルトマンがほとんどであり, それは居住環境としては監獄よりもひどい, という。[Guerrand, 1967, p27]

19世紀前半, パリのブルジョワはその財産のかなりを建物に投資した。売り手市場の住宅市場では, 決して安くはない家賃は安定した収入を約束してくれたからである。この時期賃貸住宅市場に参入したのは, 専門の不動産業者ではなく, 個人の財産所有者 *propriétaires* であった。ドマールによれば, その社会層はさまざまだが, 事業を引退した工業家や大商人, あるいは現役の小商人なども建物への投資を好んだという。²⁾ [Daumard, 1963, p487] かれらは好い物件が出ると, 建物ごと購入して賃貸に出した。

1) 原典はドーバントンの「パリの建設企業についての報告」*Rapport relatif aux entreprises de constructeurs dans Paris, de 1821 à 1826, 1829* である。

2) A. ドマールによれば, 賃銀や俸給あるいは年金で暮らす事務系職員や国家公務員などのカテゴリーは, 不動産投資よりも動産所有を好んだという。また金利生活者も建物への投資には積極的ではないという。ところで, 工業家や大商人は事業を引退した後に建物購入をするが, 小店舗経営者などの小商人は, 現役のうちに借金してでも建物を買って賃貸経営に乗り出す者が多いという。[Daumard, 1963, p486-488]

パリに幾つもの建物を所有するブルジョワの例が数多く見られたという。

[Daumard, 1963, p488]

さらに、ゲランによれば、賃貸物件の品薄につけこんで借家人に半ば公然と「袖の下 pot-de-vin」を要求することも横行したらしい。[Guerrand, 1967, p38] このため、19世紀を通じてパリの大家や建物所有者は、借家人からは「ハゲタカ Monsieur Vautour」と疎まれ、その因業ぶりがオノレ・ドーミエの石版画に描かれることになる。それはともかく、19世紀以降パリでは建物への投資は確実に収益性の高い投資だったと云える。

こうした不衛生住宅の累積、貧しい住民の過密居住状態に1832年コレラが甚大な被害を与えたことは前述の通りである。なかでもオテル・ド・ヴィル街区のモルテルリ通りは異常なほどのコレラ犠牲者を出した。それは決して都心部に限らず、左岸のリュクサンブール街区やアンヴァリッド街区でも、フォブール・サン・ドニでも事態に変わりはなかった。³⁾ こうした被害に、パリを統括する二人の長は防護体制を敷いた。中央衛生委員会とその管轄にはいる12の区委員会、さらに区ごとに4つに構成される街区委員会を設けたのである。各街区の衛生委員会は個人の家屋や学校など公的施設を訪問調査し、その住民や従業員に監視の目を向けた。中央衛生委員会は下部組織からの情報をもとに、街区のより小さなブロック化、上水道、ごみ処分、トイレの水洗化、あるいは居室の最低限度の容積など、衛生措置を提案した。[Sutcliffe, 1970, p98]

まさしく「疫病は公衆衛生の母」であった。だが、「喉元過ぎれば熱さを忘る」の諺通り、嵐が過ぎ去ると人々はコレラ禍を忘れ、同時に衛生行政機構も機能しなくなった。しかしパリを筆頭に、地方の大都市でも庶民

3) 1832年のコレラ被害を調査した衛生委員は、フォブール・サン・ドニの惨状を次のように記している。「その、かつてのサン・ローラン市の囲い地が、今や公衆の便所と化し、糞便で土も見えないほど覆われている。」その壊れそうな家屋に住む68人のうち14人がコレラに罹患し、4人が死んだという、[Guerrand, 1967, p33]

の住宅環境はますます嘆かわしい状態にあることが、幾つかの社会調査で明らかになってゆく。そうした折なりに1848年二月革命が起こった。

第2節 ムラン法の制定

二月革命は労働者の境遇を大きく改善する条件を作り出した。1848年7月には、六月暴動の余燼くすぶるなか、首班のカヴェイニャックがブランキに労働者の経済状況と精神的状況の調査を命じ、その境遇改善の姿勢を見せている。⁴⁾ 続く8月には、農商務省の管轄下に衛生評議会が創設され、旧来の同種の組織に取って代わるようになった。但しパリは例外的にこの新しいスキームは適用されないとされた。続いて同年11月20日に「住宅衛生に関する警視總監のオルドナンス」が出され、住宅の外部だけでなく内部も常に清潔が保たねばならないとした。これは従来の衛生警察行政の姿勢から一步踏み込んだ大胆な提言だった。というのも、これまで公権力が関わることでできるのは、中庭の便槽や汚水溜めの浚渫や清掃など、いわゆる外部の衛生に限られていたからである。さらにこのオルドナンスは労働者階級の住宅衛生化を重視して、例えば流しの設置やトイレの衛生と管理など具体的な改善を求めている。また縷々述べたようにガルニの不衛生は夙に指摘されていたから、居住者一人当たりの容積14m³が確保されるようにベッド数を制限し、通風の不十分なガルニは賃貸禁止とすべきことを求めた。[羽貝正美, 1987, p498]

さらにその一ヵ月後のセーヌ県知事のアレテ（行政命令）は公衆衛生の制度化を定めた。1832年の経験を踏まえて、知事の任命する7~15名の委員からなる公衆衛生委員会を各行政区に設置した。その業務は公衆衛生

4) ブランキはリールやルーアンなどの工業都市の労働者と経営者に聞き取り調査を行い、聞きしに勝る劣悪な労働環境、とりわけ住環境に驚いている。そして、労働者の住宅改善こそ喫緊の課題であり、それは社会共通の責任であるから、その衛生化を義務とすべき何らかの法整備が必要であると主張している。[Blanqui, 1849, p253]

に関わる調査と諮問であった。[羽貝正美,1987, p498] これらの要素が謂わば露払いの役目を果たして、1850年住宅衛生化法（ムラン法）が制定されるのである。⁵⁾

アルマン・ド・ムラン

この法案を作成したのは双子の兄弟、アルマン・ド・ムラン Armand de Melun とアナートル・ド・ムラン Anatole de Melun である。とりわけ弟のアルマン・ド・ムラン (1807-1877) は、カトリックの立場から労働者の福祉とその自立のために生涯を捧げた人物であった。熱烈なブルボン王朝派であったムランは、シャルル10世の失脚で悲嘆にくれ、七月王政の政治には距離を置いていた。無聊をかこっていたかれはパリの社交界に出入りするようになる。サロンには貴族など上流階級の人士などが集っていたが、かれはそこでスヴェトシーヌ夫人の知己を得、彼女から修道女ロザリの活動を耳にし興味を覚える。彼女は自ら貧民街に住み、主にムフータル街で貧民救済の活動を続け、人望を得ていた。ムランはその頃の様子を次のように回想している。

「私はそれまで貧民街を訪ねたことは一度もなかった。通りで手を差し出してくる貧民しか知らなかった。かれらの救済は、公的扶助が福祉事務局に任せておけばよいと思っていた。貧民街に身を置いて（救済事業に当たる）ロザリ修道女の生涯は、私には全く知らない世界の出現であり、私に衝撃を与え、そして私を魅了した。」[Duroselle, 1951, p212]

ロザリ修道女はかれに貧民のリストを渡し、そこを在宅訪問するように促す。そうした「遠足」とその前後に交わされた対話を通じて、ムランは貧困の真の姿を識り、民衆の「貧窮の緩和」に生涯を捧げる決意をするの

5) 1848年に相次いで採られた衛生行政措置が異なる機関に由来するところに、パリの住宅衛生化の錯綜した権限をみることができる。これはそのまま1850年住宅衛生化法の未来を示唆している。この点については後述する。

である。

かれはロザリとの縁^{エニシ}でまず 1840 年頃に、カトリックの慈善団体サン・ヴァンサン・ド・ポール協会⁶⁾の活動に参加した。すぐに頭角を現し 1 年後にはこの協会の要職を占めるようになる。[Lavergnée, 2008, p237, 478: Duroselle, 1951, p177]

だが、かれはサン・ヴァンサン・ド・ポール協会の活動だけで満足するには、ある意味で器が大きすぎたのかもしれない。この協会の活動と併行して、「児童の友協会 Société des Amis de l'Enfance」や、孤児のための農業コロニー、恥ずべき貧民のための「慈悲の事業 Oeuvres de la Miséricorde」、徒弟養成のための事業などを手掛ける。この活動に見られるように、かれは理論家あるいは思想家というより、「行動の人」であった。確かに 1840 年頃にはアダム・スミスの『諸国民の富』を読んだというが、社会主義者の著作には全く眼を通さなかったらしい。[Duroselle, 1951, p215]

ただムランの傑出した所は、貧民の在宅訪問や工場や作業所訪問で、貧民の実態だけでなく、現場労働者の生の声を丹念に聴いたことであった。この経験が、社会カトリシズムの多くが金科玉条の如く云う「パトロナーージュ patronage」からムランを飛躍させるのに貢献した。すなわち、パト

6) サン・ヴァンサン・ド・ポール協会は、社会カトリシズム運動の最も傑出した人物のひとり、F. オザナムが 1833 年に創設したもので、慈善の実践を通じてメンバーの信仰を強化し、貧者に直に救済を与えることを目的とした。[Duroselle, 1951, p173] だが、かれにはもう一つの狙い、つまりこの組織により、カトリックのさまざまな宗派の和解を目指すという目的があった。[Duroselle, 1951, p154] オザナムは、とくに若いカトリックをこの運動に引き入れたいと考えていた。協会の規約第一条は、「サン・ヴァンサン・ド・ポール協会は、祈りで一つになろうと欲し、同じく慈善事業を实践したいと望む若者を受け容れる。」と記す。かれはこの協会が「すべての若いカトリックの『相互に励ます運繋組織 Association d'Encouragement mutuel』になることを願っていた、という。[Duroselle, 1951, p212] つまり、この協会は労働者階級の境遇改善や、そのための現存の社会構造の改革を云々するという性格を有していなかったのである。この点は後述のムラン主導の慈善経済協会とは性格を異にしていた。

ロナーヂュは「高位者による庇護」であり、労働者や庶民の自立を視野に収めてはいなかったが、ムランは労働者と共に熟練労働者の生の声のなかに、それを潔しとせず、相互扶助による自立を期待する心性を見たのである。かれは後には労働者の自立と互助こそが、貧困から抜け出る確実な道であると考えようになり、互助組合だけでなく労働組合の法認とその設立に尽力するのである。⁷⁾

- 7) アルマン・ド・ムランは第二帝政初期に、キリスト教的な枠組みをもち、自由意思による互助組合の組織化に尽力した。かれの労働者観は1849年に公開した『貧困を予防し緩和するための社会の介入』に鮮明に表明されている。かれは次のように述べる。

労働者は結婚し、住まいを定め、第一子の誕生を見るが、その家族の扶養にはかなりの出費が高む。「労働はかれの精力を奪いへとへとにさせる。気晴らしがかれを墮落させる。その愉しみがかれをいらつかせ、失業がかれを破産させる。賃銀の低落がかれから必要なものを奪い、一つの(技術的)発見がかれからその身分を奪い、ちょっとした転覆がパンの中断をもたらす。
<中略>

こどもの誕生はかれには待望久しきものだが、かれには新たな出費の機会であり、どんな軽い病気でも長年の蓄えを奪い、老齢そのものが、長い間懸命に働き苦しんだ最後の段階であり、死ぬ前にはゆったりと腰かけて休息しななければならないのに、それはかれの疲れを催す労働日で最も辛く苦しい時間になる。パン、衣類、住まい、すべてがかれの衰えと共に去ってしまった。かれに残されたものは、もはや飢えと寒さの苦しみのなかで尊厳のない死だけであり、名誉のない埋葬だけである。」[Melun, 1849, p23]

こうした労働者の苦しみに満ちた境遇を改善するには、社会がその持てる力を発揮することである、とムランは云う。「社会は、神によって造られた人間相互の安心と互惠の連合体である。そのなかに各人は出来ること、持っているものを持ちより、他者の完全な利用に供し、この共同財産の良き利用によって、孤立しては決してできない事柄を獲得するのである。」と。
[Melun, 1849, p21]

ムランなどの尽力で法認された互助組合は、第二帝政期に飛躍的にその数と勢力を増した。1852年には組織数2,438、会員数271千人だったものが、69年にはそれぞれ6,139,913千人に伸張した。また資本金は同期間に1,071万フランから5,513万フランに増大した。[Duroselle, 1951, p510]

ムランの後には、労使混合の組合会議の結成を唱え、時期が熟したならば労使が別々の組合会議を結成することが望ましいと主張した。[Duroselle, 1951, p216] これは保守的な社会カトリシズムに見られるコルポラティズムの構想であり、戦前期ヴィシー政府の労働・社会政策にも連なるものである。

ところでパトロナージュ、産業家による実践の観点からはパテルナリズムと言い換えてもよいが、その思想と実践については豊富な研究蓄積があるが、鉄鋼業や鉱山業のそれについては、さしあたり次を参照せよ。[大森弘喜, 1996a, 1996b; 斎藤佳史, 2012]

ムランは、カトリック団体による慈善活動の情報交換の必要性を痛感して、1845年に『慈善年報 Annales de la Charité』を創刊する。さらにかれは議会で労働者の貧困問題を扱い、その緩和を目指す法律制定に着手すべきだとの思いから、47年に「慈善経済協会 Société d'Economie Charitable」を創設する。耳慣れない「慈善経済」とは、「貧しい階級に関わるすべての問題の研究と討議」が、社会科学の一分野に値することを宣言したものである。[Lavergnée, 2008, p581; Duroselle, 1951, p223]

当初の案では100名に限定された会員数は、後に125名に拡大されたが、いずれも錚々たる「上流階級」の人士であり、創設メンバー109名のなかには11名の下院議員を数えた。[Duroselle, 1951, p223] 他には、カトリックの貴族、司法官、産業ブルジョワジー、医師、弁護士などが名を連ねていた。つまり上流階級の人士のみが加入できる特権的な慈善団体であった。[Guerrand, 1967, p64] かれらは年数回の会合で、囚人労働や工場における児童労働、公益質屋の問題などを論議している。とくに児童労働ではその悲惨な実態の改善にむけて熱心な討議が交わされ、47年法の制定に多大な貢献をなした。これをリードしたムランは「貧民の第一の擁護者」と見なされる程だった。[Duroselle, 1951, p233]

だが突然勃発した48年二月革命がかれの運命を変えた。ムラン兄弟は1849年5月の立法議会選挙で、兄のアナトールはノール県から、弟アルマンはイレ・ヴィレーヌ県から下院議員に選出された。ムラン兄弟は「公的扶助委員会」を足場に、ナポレオンの意向を巧みにかわして、大きな枠組みで云うなら、「社会保障 prévoyance」と「公的扶助 assistance publique」に関わる社会・労働立法案を準備し、その制定に導いた。その一つが本稿で扱う「1850年4月13日の不衛生住宅の衛生化法」である。⁸⁾

8) その他、ムランがその成立に関与した法には、1850年6月18日の退職年金基金に関する法、同年7月15日の相互扶助組織に関する法、同年8月12日の若い囚人の教育と支援に関する法、1851年2月22日の徒弟契約に関する法などがある。

ムラン兄弟は左右二つの思想的潮流を論駁することで、この法案を成立に導いた。一つは社会主義の思潮である。六月暴動の鎮圧で衰えたとはいえ、労働者の境遇改善に、国家が積極的に関わるべきだと唱える社会主義的潮流は健在だった。例えば、建築家のロオール・ド・フリュリは、修復できない程の不衛生住宅の閉鎖を命じる権限をもつ委員会の創設や、健康な住宅を国家が建設する必要などを訴えていた。[Guerrand, 1967, p66 : 吉田克己, 1997, p61]

だがアルマン・ド・ムランは、国家が社会を代表することに反対であった。ムランは云う、「確かに人々は親方の能力を疑い、工業家の貪欲さ、所有者のエゴイズムを信用していない。だが、労働者をこうした従属から解放するために、(二月革命の)政府は奴隷をつくりだした。人々は、労働の貧しさを廃絶するために各人がその資本を有効に利用することを怖れている。人間による人間の搾取を望まないという目的のために、すべての社会権力をごく少数者の手に渡してしまった。」と述べる。[Melun, 1849, p12]

さらに続けて云う。「社会主義は第二共和国の誕生と社会主義の到来を混同してしまった。それは臨時政府のなかに自分の位置を見つけ、リュクスンブルに議会を、国立作業場のなかに武器を手にした。社会主義はその綱領を新聞や演壇で宣言し、最後にはパリで市街戦を繰りひろげて破れた。だがその最大の犠牲者は、かれらが救おうとした人々であった。〈中略〉社会主義は労働者からその仕事を、貧民からパンを奪った。その破滅はかれらの死を導いた。」と。[Melun, 1849, p14]

社会主義を批判する返す刀で、もう一つの支配的思潮である経済的自由主義あるいは個人主義にも、厳しい批判の目を向けた。ティエールなど多くの政治家、思想家は、社会の使命を警察など治安に限り、労使関係に介入することや労働条件のための法的規制などは、個々人の権利を犯す越権行為だと考えた。貧民救済についても、人が貧困に陥るのはかれの弱さ、誤り、能力のなさ、放蕩や怠惰のなせる業であって、これを緩和し救済す

るための法制は、どんなものであれそれを減殺するどころか、逆に悪化させることになる。「それは、当然受くべき苦しみから、罪の償いという神の配慮を奪うことになる。」と述べていた。[Melun, 1849, p16] それゆえ慈善はあくまでも私的に勝るものはない、というのがこの思潮の主張であった。住宅については、行政権力が個人住宅の内部に介入することは、個人の居住の自由を犯すものであって、どのような条件下であっても決して許されるものではない、という私的所有権の不可侵性を唱えていた。

これに対しムランは、「自由と慈善、これらは人間の特権であるが、この二つだけで大きな課題をなし遂げるには十分ではなからう。暴力と不正を抑制する法に、自由は必要だろうか。個人の慈善は、それだけに貧困が委ねられるとしたら、<中略> 貧困をなくすことは絶対に出来ないだろう。社会主義が社会の権限と義務を過大に担うとすれば、個人主義は逆に社会の使命と目的とを十分には理解していない。」と述べ [Melun, 1849, p17]、社会が貧困や衛生問題に取り組むことの必要を力説した。

法案の審議

1849年7月にアナトール・ド・ムランにより提出された法案は、その後それぞれの機関で三度審議され、翌年1850年4月13日法として制定される。

最初の法案説明をしたのは兄のアナトール・ムランであった。かれはリールのサン・ヴァンサン・ド・ポール協会の活動で、労働者の劣悪な住宅を訪問し、その改善の必要を痛感していた。かれは、当時の多くの開明的ブルジョワや知識人が共有していた不衛生住宅の危険性を開陳する。不衛生住宅は疫病の温床であり、その高い死亡率はやがて軍隊にも産業にも労働力を供給できなくなるだろう、そこに住む貧しい労働者階級は身体の虚弱化だけでなく、道徳心と宗教心の低下をも招くだろう、と述べた。ムラン法案の原案は、このような認識に立って、不衛生住宅の衛生化を積極的

に訴える。

まず住宅の不衛生が内部要因による場合に、自治体はその衛生化を所有者に命じることができる、この衛生化措置が不可能であるときには、これを賃貸禁止とすることができる、これらの衛生化の措置は、自治体の特別審査委員会がこれを審査する。住宅の不衛生が外部的要因による場合は、所有者に衛生化の工事を命ずることはできない、但し、自治体が公益を理由に不衛生住宅や建物全体を収用することができる、とした。さらに原案では、衛生的な小住宅建設促進のために、自治体が直接税以外に補足的に税を徴収することを認めていた。[吉田克己,1997, p60]

これは、それまで聖域と見られていた個人住宅の内部空間に、公権力が監視の目を注ぐことを許し、さらに不衛生を理由に当該建物を収用することも容認するという大胆な提案であった。フランスでは周知のように、大革命以来のブルジョワ社会を支える原理は、私的所有とそれに基づく自由であるが、今これに公衆衛生の観点から公権力が介入するという事態が出来したのである。

1849年12月の第二次審議と立法議会への提案は、アナトールの友人であるアンリ・ド・リアンセ Henri de Riancey が行なった。かれもまた慈善経済協会の主だったメンバーであり、その思想と価値観はムラン兄弟と同じであった。かれはヴィレルメやブランキの著作を引用して、不衛生住宅が労働者の健康を損ねるだけでなく、かれの家庭生活軽視と酒場通いを助長するのだ、と説く。これもパテルナリスムの経営者になじみのある労働者観であるが、この観点からリアンセは、不衛生住宅の衛生化が喫緊の課題であり、ひいては労働者の境遇改善に資すると主張した。

翌1850年3月の審議が山場だった。アナトールは再び開明的ブルジョワジーに馴染みのある議論を展開し、不衛生住宅の衛生化を訴えかける。つまり、「不品行、犯罪、病気、それらがこれらの病弱で頹廢した人々を産むのである。かれらはもはや軍隊と産業に兵士を供給することはできな

い。」 だがかれの平凡な慈善家と違うところは、これを労働者の不道徳や怠惰のなせる業ときめつけないところであった。「それは労働者に生まれた不幸、早過ぎる入職、その不衛生な住宅、生まれながらの虚弱体質のせいなのである。」と述べている。[Duroselle, 1951, p466]

かれは社会主義者を刺戟することのないよう、この法案が「高度の社会的監視 *haute police sociale*」を担う法律であるべきだとも述べている。[Guerrand, 1970, p72; Huguency, 1950, p247; Duroselle, 1951, p466] さらにかれは、自由主義者には同案が決して私的所有権を侵害するのではない、とも力説して、大方の同意を得ようとした。

M. シュヴァリエの懸念

だがブルジョワジーは、ムラン法案が自由と私的所有を攻撃する社会主義的な要素をもっていると警戒した。ブルジョワジーの警戒感と懸念を端的に表明しているのが M. シュヴァリエの評論である。かれは云うまでもなく英国流の自由主義者であり、ナポレオン3世のかの電撃的 1860年英仏通商条約締結の立役者であった。(このためこの通商条約は「コブデン＝シュヴァリエ条約」とも別称される。) かれは『両世界評論』の1850年3月号に「政治的・社会的問題、公的扶助と保障」という論文を寄せた。これはティエールが議長を務める公的扶助委員会の報告を批判的に検討したもので、そのなかの「住宅改善」なる項目で次のように語る。⁹⁾

シュヴァリエはまず「今や公権力が前にもまして大きな努力をもって、貧窮がその激しさを和らげるように、そして市民総体が短時日のうちに安寧に至るように、努めねばならない。と同時に各人もそれに相応しく、労働を愛する心や態度をもち、善行に努めねばならない。」と二月革命の意

9) 公的扶助委員会の報告は156頁にも及ぶ大部のもので、労働者の結社、労働権、信用制度、貯蓄金庫、年金基金など老後の生活、住宅改善などを論じている。[M. Chevalier, 1850, p963]

義を認めつつも、後段では労働者の「自助努力」を求める。次いで「現に立法議会で審議されている特別法は、新たな衛生措置を命令することを認めている。」とムラン法に言及する。かれはこの法案がガルニについては、細かな監視が用意されていることには理解を示しながらも、通常の住宅はガルニと同じではないとして、「換気、採光、広さ、そして一般的な清潔さを欠く居室の賃貸を、どの点で禁止にしたら良いのか。」と疑問を呈する。[M. Chevalier, 1850, p973] 「もしある人がもっと広い部屋を賃貸する手段がないときに、かれにどう答えたらよいのか。軍隊の下士官に与えるような住宅手当てをかれに与えるのだろうか。」と云う。そして批判的にこう続ける。「立法府が市当局とは別に、住宅内部のあり方に規制を設ける責任をもつ場合には、立法府はどんなに慎重で臆病であっても、慎重すぎるということはない。」と。[M. Chevalier, 1850, p973]

さらに、同法案が不衛生住宅の居住禁止を申し渡しできることに触れて云う。「不衛生で不健康な地下住宅を賃貸禁止にするとき、すなわち都市当局が所有権に度外れた権利を行使するときには、もっと明瞭で特徴的な場合に限られる。」が、フランスの今の法案には曖昧な部分が多い、と批判する。[M. Chevalier, 1850, p974]

このようにかれは概して公権力の私的所有への容喙には批判的であり、住宅の衛生や清潔が実効性をもつためには、全く異なるふたつの処方箋が必要であると云う。道路整備と家の建築に関わるものがそれで、前者には道路上のゴミの除去と清掃および下水道の整備を含む。つまり、公権力は社会インフラの整備とその維持管理のみに留まるべきであり、それを逸脱することは「市民を疲れさせ、傷つけ、自らも不毛な努力で危険に身を曝すだけである。」と云う。[M. Chevalier, 1850, p975]

「都市当局が一般規定とは別に住宅に容喙するなら、何故に同様に食事や衣服や暖房や照明にも関与しないのか。我々は社会主義の真っ只中を泳いでいる。国家がすべてと混じりあい、すべてを統治し、すべてを侵して

いる。そして社会は修道院か兵舎になる。」と結んでいる。[M. Chevalier, 1850, p976]

ここには徹底した自由主義者 M. シュヴァリエの「レセ＝フェール」思想が見事に表明されているが、それは多くのブルジョワジーに共通する懸念でもあった。

法案審議と問題点

これに対し、アナートル・ド・ムランは、これまでも、例えば倒壊の虞のある建物の取り壊しなど、公権力が公益のために介入することは多々あったと弁明し、これは住宅危機を利用して法外な利益を貪るような悪徳所有者や高利貸しを懲らしめる法であると反論した。[Huguency, 1950, p245]

リアンセも、この法案が個人の自由を侵すものではないことを力説する。「市民個人に属する物の自由な処分権は、最大限尊重されることを我々も要求する。なぜならそれが社会秩序の最初の土台だからである。〈中略〉だがときに、個人の権利と利益は公衆の利益に譲らねばならない、という反駁の余地のない原則を対置することもある。」[Huguency, 1950, p246] とはいえ、それは決して社会主義ではないことを、かれは力説する。「社会の構成員に、国家がその物質的欲望を完全に満たしてやることは、国家の義務でもなければ、権能でもない。」と。[Guerrand, 1970, p70]

こうした発言が自由主義的ブルジョワジーの不安を払拭したかどうかは定かではないが、不衛生住宅を衛生化する必要性は、どうやら大方の議員の賛意を得たようである。論点はもう少し具体的な条文に移っていった。

法案第一条は、「自治体議会が必要だと認めたとすべての市町村では、議会が不衛生住宅委員を指名する。同委員会は、賃貸に供される不衛生な住宅およびその附属建物、あるいは所有者、用益権者以外の者によって占有されている不衛生住宅およびその附属建物の衛生化に不可欠な措置を調査し、明示することを任務とする。」と記した。

ここで問題とされたのは、同法の対象が「賃貸に供される住宅」とした
ことである。

リアンセは、私的所有権の及ぶ私的空間には外部の法的規制は及ばない、
だから所有者自身の住む住宅は法の対象から外れる、という。つまり法律
は「厳格に他者加害禁止のための介入」だけを行なうべきで、所有者自身
の自己加害を規制すべきではない、との法律論を展開した。[吉田克己,1997,
p70] パリの水利用についても縷々述べたように、公衆衛生行政にとって
私的所有権は最大かつ最強の障碍であった。自由の執行に関わるだけに私
的所有権との関わりはいっそうデリケートな問題であり、リアンセは慎重
な言い回しでこれを回避しようとした。市民の生命と財産を守るのが公権
力の義務であり、その限りで公的介入は認められるのであるが、住宅衛生
化に関しては、「他人を害する恐れのあるときのみ」公的介入が認めら
れる、と主張したのである。[Bourillon, 2000, p128]

そこにはもちろん政治情勢が深く関与している。ティエールなどの秩序
派だけでなく、リベラルな共和派などの反対をかわす狙いもあったのであ
る。もちろん社会主義的な潮流、例えば T. ルセルなどは、所有者自身の
住む家を含むすべての住宅を対象とすべきである、と主張したが、それは
通らないことは火を見るより明らかった。[Huguency, 1950, p247; 羽貝正
美,1987, p512]

だが、リアンセの上の主張は、政治状況を考慮しただけではなく、当時
のブルジョワジーの階級意識の本音表明であったかもしれない。つまり、
賃貸住宅に住む労働者や職人などは「財産を所有しない下級市民」である
のに対し、自分の家に住むブルジョワは「財産を所有する上級市民」であ
る、両者は社会的位置だけではなく、その能力や権利にも差があることを、
リアンセらは暗々裡に認めていたのではないか。公権力が監視と庇護の対
象とすべきは、財産をもつブルジョワではなく、「所有から自由な」プロ
レタリアである、との認識がかれらになかったろうか。¹⁰⁾

所有者自身の住宅に公的規制が及ばない、あるいは所有者自身の自己加害の容認は、「所有者の悲しき自殺の自由」と呼ばれ、同法の特徴であるかのように喧伝されるのだが、それはブルジョワのエゴイズムを認めることでもあり、公衆衛生の観点からは禍根を残したことが、時の経過とともに明らかになっていった。というのは、疫病の多くは社会的なものであり、所有者だけを襲うこと（あるいは襲わないこと）はありえず、その家族と使用人、さらには同じ建物の賃貸居住者や近隣住民にも流行するからである。19世紀末のパリが、西欧の大都市のなかで抜きんでて高い結核死亡率を記録し続けた一半の理由は、この辺りにも潜む。

第二の問題点は、不衛生住宅委員会の設置を自治体議会の自由裁量に委ねたことである。これも上記の T. ルセルが批判し、不衛生住宅委員会の設置を任意性から義務事項に変えるべきだと提案したが、反対意見が優勢で否決された。当時の自由主義的思潮は、公的介入よりも私的イニシアティブを好んだが、公的介入が必要と認められる場合でも、それは限定的で任意的であるべし、と考えていたからである。現実に大方の市町村議会議員は住民の住宅衛生などに関心をもっていないから、同委員会の必要性を覚えない。また、もし必要だと判断しても、選挙民である住民を慮って、その監視役になる同委員会の設置に熱意を示さないのがであった。[Hugue-ney, 1950, p248]

ムラン法案は、M. シュヴァリエが懸念したように、住宅の「不衛生」の定義について曖昧さを残していたが、三度にわたる審議でも深められることなく、1850年4月13日に成立した。法案提出から僅か10ヶ月で成立するのは、フランス法制史のなかでも異例の早さであるが、政治的な理

10) 1849年12月の法案審議の席で、リアンセはこの法で扱うのは専ら「定住する労働者」とくに、ガルニに居住する労働者である、旨の発言をしている。
[Bourillon, 2000, p126]

由を度外視すれば、折からのコレラ再流行も一因であった。

1848年にフランス北部に上陸したコレラは、とくにリールなどに甚大な被害を及ぼした後、49年にはパリに侵入し、32年の被害に匹敵する19,615人のコレラ死亡者を出した。パリ市当局も医学アカデミイも、コレラ再襲を軽視していたきらいがあった。32年以来ランビュトー知事の下で実施された、道路拡幅と上下水道の整備などの衛生化事業が、効果的な医療サービスと相俟って、疫病の拡がりを抑えるだろうと楽観視していたのである。[Sutcliffe, 1970, p98]

だが希望的観測は無残に打ち砕かれた。公共事業が行なわれた街区のコレラ死亡率が、パリ市の平均死亡率よりも低いとは云えないからである。とはいえ最も手ひどい被害を蒙ったのは、またしても最も貧しく、人口密度も高い街区であり、なかでもガルニ居住者であった。[Huguency, 1950, p247; Sutcliffe, 1970, p100]

行政当局も治安当局も32年コレラ騒擾の記憶を蘇えらせ、コレラ流行が再び民衆暴動を惹起しないかと恐れた。警視庁は身を危険に曝してコレラ被害の大きかった街区のとくにガルニなどを訪問し、その実態を検分した。そして相も変わらないその不衛生に目を瞠った。ムランがこの法案に「高度の社会的監視」の意味合いを籠めたのは、恐らくこの間の事情を斟酌したためであろう。それはともかく、コレラ再襲と民衆暴動への不安が、自由主義的ブルジョワの心配を抑え込んで、ムラン法の制定を導いたことは確かである。道路や上下水道の構築などパリの外部的衛生化事業を継続的に実施すること、これと並んで、私的所有の聖域である住宅内部にまで踏み込んでその衛生化を図ることの必要性がここに合意されたのである。

1850年4月13日の住宅衛生化法（ムラン法）

1850年4月13日の住宅衛生化法は僅か14条の短いものであった。以下その全文を引用しコメントを付す。¹¹⁾

第1条は前記のように、「自治体議会が必要と認めたとすべての市町村では、議会が不衛生住宅委員を指名する。同委員会は、賃貸に供される不衛生な住宅およびその附属建物、あるいは所有者、用益権者以外の者によって占有されている不衛生住宅およびその附属建物、の衛生化に不可欠な措置を調査し、明示することを任務とする。」と定めた。そして「居住者の生命や健康に害を加えるような状態にあるものは、不衛生住宅と見なされる」とした。上述の如く、法の対象を賃貸住宅のみに限定することが明記されたのである。だが、「不衛生住宅」の定義は極めて抽象的で曖昧であった。

第2条は、不衛生住宅委員会は9名で構成され(パリは12名)、そのなかに必ず医師と建築家を含むこと、第3条では、同委員会が「不衛生と指摘された場所を訪問し、不衛生状態を検証し、その原因や改善方法などを指示する」と定める。その後、同委員会の検分報告が市長の下に集約され、一ヶ月間当事者たちの縦覧に供された後、議会に回される。(第4条)だが、誰が「不衛生と指摘 signaler する」のか、は明示されない。

議会は、衛生化工事がなされるべきときには、その箇所や工事期間を、あるいは衛生化工事を受けいれない住宅かを決定する。(第5条)市議会または県議会の決定に従って、不衛生の原因が所有者の行為によると認められたときには、市当局は所有者に必要な工事を命ずる。(第7条)衛生化工事により開けられた開口部は3年間戸窓税を免除される。(第8条)

必要とされた工事がなされなかった場合で、その住宅が尚も第三者により占有されているときには、所有者は罰金を科される。(第9条)もし住宅が衛生化工事を受けいれないときや、不衛生の原因が建物それ自体に由

11) 1850年住宅衛生化法の全文は、[Guerrand, 1970, p316sq]の付録に掲載されている。またその要約は[吉田克己, 1997, p66sq]にある。だが吉田氏の次の引用は勘違いである。「非衛生性が所有者の行為と無関係の外部的原因による場合には、市町村による収用が認められる。(11条)」[吉田克己, 1997, p66]これは第11条ではなく第13条の要約であるが、正確な表記ではない。

来する場合には、その住宅を一時的に賃貸禁止にすることができる。永久賃貸禁止は県議会によってしか宣告されない。その場合その決定をコンセイユ・デタに上訴できる。所有者が宣告された賃貸禁止に違反したときには罰金を科される。同じ年に再犯した場合は、罰金は賃貸禁止住宅の家賃と同額または2倍の額となる。（第10条）本法の不執行により、契約の解除があった場合は、借家人に何らの賠償も払われない。（第11条）刑法第463条が、上記のすべての違反に適用される。（第12条）

不衛生が外部的かつ永続的な原因の結果であるとき、あるいはこれらの原因が総体的工事によってしか除去されえないとき、市町村は1841年5月3日法の定める形式に従い手続きを経た後に、工事境界に含まれる所有地全体を取得することができる。衛生化工事後に、新たな建築のために定められた道路建築線の外に留まる部分は、公的競売により再売却される。この場合、旧所有者あるいはそれらの権利保有者は、1841年5月3日法の第60条および61条の施行を請求できない。（第13条）

後段の部分は、1841年の土地収用法が定めた旧所有者による「買戻し請求権」を否定することを意味しており、この趣旨に沿って2年後に発せられた1852年3月26日のデクレは、都市当局が将来衛生的な建物を建てるために、この「残余地」を取得することを可能にした。この点に着目すれば、13条は確かに「地帯収用」に道を拓いたものであり、都市計画の先駆と見なせるかも知れない。¹²⁾[羽貝正美,1987, p483]

本法のために宣告された罰金は、罰金が課された住宅がある市町村の福祉事務局に全額交付される。（第14条）

12) 羽貝氏は、1850年ムラン法が「投機家による無秩序な画地分譲を阻止し、行政当局主体の抜本的な土地利用の再編と、開発利益の吸収を意図した地帯収用を導入した」と評価する。[羽貝正美,1987, p483] ただし、この点は法案審議の過程でも深められることはなく、また委員会全体の合意でもなかったという。[Bourilon, 2000, p134]

第2章 ムラン法の施行と世紀末パリの住宅事情

第1節 ムラン法の施行

同法の制定を受けて1850年8月農商務大臣は各県知事宛に通達を発し、市町村議会が同法を検討するように促すことを要請した。だがそれへの知事の回答は芳しくなく、49の県議会が好意的な態度を示し、29の県議会は関心を示さなかったという。[Guerrand, 1970, p73] 全く同じ趣旨の農商務大臣からの通達が、1857年4月と64年1月に県知事宛に発送されたが、前者で不衛生住宅委員会の活動ありと回答した県は27県のみで、41県は同法を適用する機会がないと回答、何の返答もない県が17県だった。所轄大臣の分析では、大部分の回答が「不愉快な無関心」を示していたという。[Guerrand, 1970, p106] 後者の1864年では、もっとひどい状況で、同法を賢明に運用しているのは11県のみで、「60県が『無し néant』の回答すらしなかった」という。[Guerrand, 1970, p112]

通達に回答を寄せた県は上述した通り1858年の方が64年よりも多く、かつその中身も充実している。1858年の回答のなかから比較的詳しい回答を寄せているものを、幾つか紹介しておこう。エーヌ県には不衛生住宅委員会が4都市に設置されている。なかでもサン・カンタン市では、1850年に59棟の訪問調査がなされたが、29棟については何らの改善もなされなかったという。他にショニイ、ラ・フェール、スワソンなどの都市に委員会が設置されている。

ジロンド県ではボルドーのみに委員会の設置があり、「奇跡のオテル」という名のガルニの調査が詳しく報告されている。このガルニは、貧民が一晩20ないし30サンチームで泊まれる個室が独房の如く114室あるが、大半が採光も換気もひどいものだった。[Fijalkow, 2000, p139] 「このガル

二はとくにコレラ被害が出たところで、114室のうち衛生状況が適切なものの30室、59室は改築の必要あり、25室は居住不可能だが、これを賃貸禁止にすることはできない。」と記している。[Guerrand, 1970, p112]

恐らくパリを除いて、最も不衛生住宅委員会が活発な活動をしているのはノール県であろう。ここには446もの委員会が設置され、1854-55年には総計で5,000棟を訪問調査したという。同委員会は、「余り踏み固められていない地面をタイル張りの床に取り換えることや、新しく窓を開くこと、壁を石灰で白く塗ること、便所をこまめに掃除すること」など、具体的な改善指示をしたようだ。[Fijalkow, 2000, p139] だが、ここでは寧ろ住民の衛生意識を向上させることに力点が置かれたようで、「リールとカンブレの福祉事務局は、住宅を良好に管理している労働者と赤貧者にご褒美を配っている。カンブレには5~6人用の一室住宅が普通に見られるのだが、福祉事務局はこれらのうち手入れの良い住宅に、1854年には448件のご褒美を配った。」という。[Guerrand, 1970, p112; Fijalkow, 2000, p139]

セーヌ・アンフェリュール県ではルーアン、ル・アーヴル、ディエップ、イヴトなどに4つの委員会が設置されている。「同法を農村には適用できない。そこでは一室に4~6人が居住している。」と報告している。パリの東に隣接するセーヌ・エ・マルヌ県の回答は面白い。476の市町村が「不衛生住宅はない」と宣言した。44市町村は答えない。ムラン、プロヴァンなど7市町村のみに委員会があるという。[Guerrand, 1970, p106-111]

第三共和政下では事態はもっとひどくなっている。1878年9月に商工大臣が各県知事に、1850年住宅衛生化法に則り、不衛生住宅委員会が機能しているか調査して回答するようにとの通達を出した。76県が何らかの回答をしたが、中身は乏しかったようで、不衛生住宅委員会が設置されていると回答した県も、かなりのものが俄か造りであった。本当に機能しているものは、ノール県とセーヌ県くらいで、35県は同委員会の設置がないし、同法を不要だ、同法に住民が敵意を示している、という回答もあ

った。[Guerrand, 1970, p222]¹³⁾

このように、地方でのムラン法の施行は、ネグレクトもしくはサボタージュされた。だが地方都市に不衛生住宅が存在しない訳でないことは、上に引用した事例からも窺える。しかも時代が下るにつれて熱意は薄れ、1880年代には不衛生住宅委員会の活動が見られるのは、パリ、リールなど4都市のみとなった。

パリ不衛生住宅委員会の活動

パリでは同法の施行をうけて12名のメンバーからなる不衛生住宅委員会が設置された。この組織は64年には30名に増員され、「不衛生と指摘された」住宅を訪問し調査した。この訴えは家の管理人や賃貸居住者からだけではなく、警視庁や区の衛生委員会、道路・建物監督官、死亡証明書を書いた医師などからもあった。[Shapiro, 1985, p29]

同委員会が扱った件数は、1851年は僅か160件だったが、年々増えてゆき、50年代末には約500件になった。1860年以後はパリ市域拡張に伴いその件数は激増する。50年代の年間平均が370件だったものが、60年代には同2963件と8倍に増えたのである。[Guerrand, 1970, p105]¹⁴⁾

これは新たに編入された郊外エリアに、あばら家など不衛生住宅が数多く存在したためである。第二帝政末期まで同委員会の訪問調査の件数は延べ33,167件、年間平均で1745件である。同年のパリの住戸数は68,000

13) セーヌ・エ・ワーズ県の79の町、ヴォージュ県の30の町では、通達が出されたその年に同委員会が設置されている。ドローム県、ウール・エ・ロワール県、ヨンヌ県は、同法も同委員会も無用と回答している。イレ・ヴィレンヌ県は同委員会を創設したが、住民の無関心と小土地所有者の消極的抵抗にあって運営は困難になっている、と回答している。[Guerrand, 1970, p222]

14) R. H. グランが、フランス国立文書館の資料 A. N. F8 211 を分析したデータによれば、同委員会が訪問調査した件数は、とくに1864年が3,698件、65年は4,160件と目だって多い。それはこの両年にコレラの軽微な流行があり、不衛生住宅への臨時的緊急訪問と視察が行われたためである。[Guerrand, 1970, p105] 同様のデータは [Shapiro, 1985, p31] 表2にも掲載されている。

棟、約60万戸だから、パリの不衛生住宅委員会が訪問調査した住戸の割合は、年間で0.29%、19年間の累計でも5.5%でしかない。もちろんこの推計はパリのすべての住戸を母数にしたものだから、不衛生住宅だけを考慮すればその実施比率は大きくなるのだが、それにしても、同委員会の活動は「^{ゴマメ}蟬の歯ぎしり」程度だったと云えるかも知れない。¹⁵⁾

不衛生住宅委員会は当初は月一度だった会合を、1864年に30人体制になってからは週一度知事のもとで開き、情報を交換し、それぞれの事案の不衛生の原因と処置を検討し、報告書を作成した。¹⁶⁾ 同委員会は活動を積み重ねるうちに、活動領域を拡大したようである。初期の頃の改善指示は、室内の壁の汚さを除去するための壁紙の張替え、湿気防止のための腰板張り、換気のためにドアや天窓を含む開口部の設置や煙突の設置、部屋の仕切り板の除去、半地下の住戸については湿気の沁み出しを防止するために、天井の高さを地上のレベルまで嵩上げすることや、淀んだ水を除去するためのパイプの設置、トイレや便槽の適切な管理と消毒などが目立

15) ところが R. H. ゲランは、同委員会は総計でパリの住戸の18%を訪問調査したと述べている。[Guerrand, 1970, p105] また、近年ではフィジャルコウが T. ルアの研究を手掛かりに、次のように推計している。1859年から78年まで、同委員会が訪問調査したのは50,717住戸 logement, 78年にパリにある家屋は71,920棟 maison, ここから所有者が単独で住んでいる家屋を差し引いて、「各家は少なくとも一回は同委員会の訪問を受けたことになる。」と云う。[Fijalkow, ?, p145]

だが、これらはともに過大評価で、家屋 maison と住戸 logement が、意識的か無意識かは分からないが、混同されている。

さて第三共和政になると同委員会の活動は幾分低下するようである。1871年から76年までは年平均で3,170件 [Haussonville, 1881, p844], 78年から88年までの期間は、年平均2,230件の訪問調査がなされた。[Jourdan, 1890, p369] 83年には借家人からの訴えは2,498件あり、うち受理されて同委員会が調査し市議会へ報告したものは、1,428件(56%)であったという。[Fijalkow, 2000, p148]

16) 残念ながら私はこの報告を閲覧してないが、これは毎年ではなく数年纏めて刊行されたようである。シャピーロによれば第二帝政期には以下のように6冊に纏められている。Rapport général sur les travaux de la Commission des logements insalubres, 1851, 1852-56, 1857-59, 1860-61, 1862-65, 1866-69. [Shapiro, 1985, p171]

つ。[Shapiro, 1985, p26] つまり、当時の支配的病因学説であるミアズマ説に則った改善指示だった。

1860年頃になると、パリ不衛生住宅委員会は水まわりの衛生にとくに注意を向けた。どうやらミアズマ説の理解が幾分変化して、「臭い水」に注意を傾けた観がある。つまり、小便所、便槽、どぶなど排水設備の不備を勧告し、その改善を求めた。同委員会の考えでは、賃貸居住者にとって水を欠くことは不衛生の有力な要因だから、所有者に建物内に給水するように求めたのである。ところが、上位機関の公衆衛生評議会は、水の供給は必ずしも賃貸居住者の権利ではない、としてこれを斥けた。というのは、建物内への給水をひとつの標準とすることは、その「重荷」を所有者・大家に負わせることになるが、その負担は必ずしもすべての所有者に等しいものではないからである。[Shapiro, 1985, p27]

ここには住民の衛生とか清潔よりも、私的所有権、より現実的には所有者の費用負担を慮る態度が明瞭であるが、それは司法の判断でもあった。パリの違警罪裁判所は1885年に、賃貸居住者のために建物内に給水することを所有者に命じたアレテは、所有権への侵害である、という判決を下した。[Raffalovich, 1887, p243] 衛生学者 H. モノも次の如く述べている。「例えば、市長が賃貸居住者の多く住む建物の所有者に、給水の便宜を住民に与えよ、と命じたとする。だが判例は、それは市長の権利の濫用であり、給水は必ずしも住宅の衛生にとって必須の条件ではない、と答えるのが常であった。」と。[Monod, 1904, p111] こうした司法の判断に守られて、大家や建物所有者は、建物への給水も、暗渠式下水道への直接排水も「回避」できたのである。

所有者や大家の立場でこれを見るとどうなるか。水まわりの工事は、建物内に水道管と排水管を配置することになるので、割栗石で出来ているパリの建物では、建物の強度にも関わる大掛かりな工事が予想される。当然工事費用もそれなりに嵩む。これは所有者や大家の負担になるが、それを

家賃として回収するには家賃値上げをせねばならないが、それはまた賃貸居住者との軋轢を生むことになる。それゆえ所有者は、住民には不自由をかけるが、大掛かりな工事は止めて現状維持でゆきたい、と考えたのであろう。もしオスマン知事やそのブレインに、所有者の工事負担を緩和するような、例えば工事費用の無利子融資とか市の一部負担とか、税の免除などの政策発想があれば、もう少し早くパリの衛生化は進展し、オスマンとベルグランのような大規模で効率的な上水・下水のインフラ整備の恩恵が、アパートマン居住者にも及んだかもしれない。だが、ナポレオン3世にもオスマンにも、ブルジョワへの配慮はあっても、パリ民衆への配慮は薄かった。

第二帝政期のパリ住宅不衛生委員会の活動を観察したシャピーロによれば、1852年から70年までの期間を通じて、同委員会は、扱った事案のほぼ四分の三は所有者の「承諾」で処理できた、不服の25%は何らかの介入があったが、その大部分は市議会の執行命令によりカタがついた、という。[Shapiro, 1985, p30] その改善工事は大掛かりなものではなく、小規模で手軽にできるものが多かった。というのも、パリの不衛生住宅とされたものはかなり古く、上述のような水衛生を確保するには大掛かりな工事が必要とされたから、所有者もこれを避けたかったし、面白いことに同委員会のメンバーも、所有者の懐具合を斟酌して、工事の規模と程度を提案したという。[Shapiro, 1985, p30] 所有者は限られた工事なら、指示に従ったほうが得策と考えたのであろう。パリの家賃は年々上昇するから、行政と揉めるよりは、マイナーな改善工事をしてでも賃貸収入を確保するのが賢明だと判断したのである。

またパリの不衛生住宅委員会も、この法律が所有者の私的所有権などを制限し、したがってその施行では所有者と軋轢を生ずることを熟知していたから、一貫して和解の態度を以って所有者に臨むことの必要を自覚して

いた。サトクリフは、「一連の衛生行政施策により不衛生住宅委員会は重い負担を負うことになり、責任とは釣り合わなかった。かれらは所有者には調停人の態度をとった。常に和解とか調停の精神をもって対処した。」と云う。[Sutcliffe, 1970, p101]¹⁷⁾

同委員会の改善指示に不服な者は当然ながらいた。ある者は工事をサボターゲットして罰金を甘受した。改良工事は1年以内に完了しなければならないとされたが、これをサボり、16フランから100フランと定められていた(同法第9条)罰金を払う道を選んだ。これを払えば更に1年の猶予を得られるのである。『パリの貧困』を著したオソンヴィルは、「(委員会)決定の実行は、所有者の悪意により麻痺してきた。かれらは、初めはあらゆる法的手段を用いて抵抗するのだが、結局は指示された金のかかる工事を行うよりは、僅かばかりの罰金に甘んずる。」と述べている。[Haussonville, 1881, p845]

あるいは、一定期間賃貸禁止の措置が採られても、その間は賃貸居住者を追い出しておき、禁止が解けるとまた前と同じ条件で部屋を賃貸することもできた。同法はこのような抜け穴をもっていたのである。不服な者のあるものは県議会などへ不服申し立てをした。その多くは衛生化工事の規模と程度などに関わるものだったが、前述のように同委員会との間で「和解」により円満に処理されたという。

17) ジュルダンは、1851年から88年までに同委員会が扱った事案は計76,958件に上ること、その処理分類では、「市議会での裁決によるもの」が最も多く54%、ついで同委員会との「和解」によるもの32%、「県議会への不服申し立て」4%、軽罪裁判所による処罰10%となっている。[Jourdan, 1890, p369] シャビーロは「市議会での裁決」と委員会との和解を併せて、所有者の「承諾」と見ているのである。ところで、パリの不衛生住宅委員会が重い負担を担うことになった要因は、第二共和政から第二帝政初期に相次いで施行された公衆衛生法規にも一因がある。前述の1852年3月26日のデクレ「下水道が敷設された公道に面して新築される家屋は、雨水・生活廃水を下水道に排出すること」の監視も、同委員会の役目であった。

司法の判断

なかには裁判所への不服申し立てをするものもいた。第二帝政期には司法が所有者の訴えを支持する判決が主流であった。先に引用した給水改善を所有者に指示することは、市長の越権行為と判断されたが、さらに H. モノは次のような例を挙げている。

排水設備をもたない肥溜めが付近の住民に腸チフスを蔓延させているとして、市長が、所有者にその肥溜めを埋めるように命ずる。判例は市長に云う、あなたは権限を逸脱している、所有者にその肥溜めの不衛生を除去するように命じることはできるが、それを埋めるように命ずることはできない、と。[Monod, 1904, p111]

この判例は、1865年に破棄院やコンセイユ・デタが示した判断で、市長は所有者に、衛生化工事を適当な手段をもって実行するように命じることはできるが、どんな手段をとるかは、所有者の自由に委ねるべきだ、というものであった。[Burdeau, 1989, p127]¹⁸⁾

F. ビュルドーは、フランスの衛生行政史を総括して次の如く云う。「清潔 *propreté* は長い間所有権 *propriété* の犠牲となっていた。判例は、私的所有権の神聖なる領域に行政府が介入することに、真っ向から反対する覚悟をもっており、市当局の行動を鼓舞することはなかった。」[Burdeau, 1989, p125] まさに正鵠を射た発言である。

上級審は私的所有権を金科玉条とする判断を容易には変えなかったが、法制史家によれば、変化の兆しを示す事件があった。1884年にフランス西部の都市カーンで腸チフスが流行した事件での上級審の判断がそれである。ある汚水溜めが悪臭を発生させて住民に不快の念を持たせているだけ

18) H. モノは別の所で、次のような事例を挙げている。南部のある町のカフェでは、井戸水を使用していた。ところがこの井戸水が汚染されていることが判明したので、町長はその使用を禁止する命令を出すことを、県知事に裁決を仰いだ。ところが、県知事は、法令にはそうした権限は市長にないと回答。県の衛生評議会も内務省も同じ判断を示した。このためそのカフェの客は引き続き危険な水を飲み続けたという。[Monod, 1904, p155]

でなく、住民の飲料水の水源を汚染して、この疫病の原因をつくりだしているとして、市長はその所有者らに汚水溜めを廃棄することを命じた。土地所有者のひとりには、それは市長の職権乱用だとコンセイユ・デタに訴えた。他の所有者は、法律違反で訴追されたが、軽罪裁判所で無罪となった。そこで公共事業大臣が上訴したので、破棄院は判断を下さざるを得なくなった。翌年出された二つの裁判所の判断は微妙に食い違ったが、基本線は同一と見られる内容であった。すなわち、コンセイユ・デタは、市当局は工事の性格や規模を決定することは職権乱用に当たるのでできないが、その措置が建物の衛生化を可能にする唯一の手段であれば、その行政命令も合法性がないとは云えない、とした。破棄院は、この汚水溜めの廃棄が、悪臭と病気蔓延を止める唯一絶対の手段であると立証されるなら、市の行政命令も合法である、という判決だった。[Martin, 1890, p871; Burdeau, 1989, p127]

これら二つの判決は、衛生化事業そのものの必要性は認めており、市当局に手段の正当性を立証することを求めたのである。したがって、先に二つの司法機関が示した1865年の判断よりは一步踏み込んだ判断だったと云える。その背景には前述したように、1880年代初めに腸チフスが全国に流行していたこと、それが病原菌によるものであり、水などを媒介して伝染するらしいことが認識されるようになった、という事情がある。

上級審の私的所有権を金科玉条とする判断が変わるのは、1902年公衆の健康保護に関する法が施行された数年後であった。コンセイユ・デタも破棄院も、「第一義的な関心は公衆の健康であり、それは私的所有に払われるべき敬意よりも優先する。」と、公衆衛生という公益を私的所有権よりも初めて上位に据えたのである。これは一大転換であった。[Burdeau, 1989, p132]

第2節 ムラン法の不備と欠陥

すでに述べたところから推察されるように、同法の施行には多くの障碍があつて、その意図するところを十分には実現できなかった。法律自体の問題としては、衛生学者が夙に指摘するように、不衛生住宅委員会の設置を自治体の任意にしたところに第一の問題があつた。所轄大臣が何度も通達を出して、その設立を促しても自治体は委員会を設置しないところが圧倒的であつた。任意性の限界は明瞭であつた。だが、これを義務とすれば問題は解決したかと云えば、それも大いに疑問である。1878年の通達を受けて急遽同委員会を設置する県が幾つかあつたように、形だけ整えることは簡単だからである。もっと根本には、フランスの社会体質が絡んでいるように思われる。つまり、旧体制下の中央集権の構造は、大革命後も手つかずのままであり、地方議会には自治意識も能力も財政力もなかつたのである。これは共和政に政体が変わっても変わらぬ真実であり、法令遵守や行政指導は常に中央から地方へ「通達」されたのである。¹⁹⁾

ムラン法の第二の不備はいわゆる「自殺の自由」を認めたことである。所有者自身の住む住宅は、どんなに不衛生でも対象から除外したのである。ところが、ブルジョワらの住む建物には所有者本人とその家族だけでなく、管理人や家事使用人などが住み込みで働いていた。とくに、家事使用人は多くは屋根裏部屋に住んでいたが、そこは造りが悪くて、夏は高温多湿、冬は凍える程寒くて、換気も悪い環境であつた。ところが、同法の運用では、かれらは家族として扱われ、所有者同様法の適用外であつた。パリの同委員会は1860年頃にこれを批判するようになる。つまり、所有者らと

19) パリ大学医学部教授のブルアルデルは、フランスにある36,000の市町村の首長のうち、衛生問題に関心があり、事態を正しく認識できるものが果たして幾人いるだろうか、と地方における政治的・文化的後進性を嘆じている。[Brouardel, 1903, p161] また別の識者も同趣旨のことを云う。「市長あるいは県知事が全機構を動かせるが、かれらは公衆衛生の何たるかを知らず、病気の危険を知らない。」と。[Duret, 1910, p121]

同じ建物に居住する管理人や家事使用人は、家人へ個人的な奉仕という家賃を払っていると見なせるので、賃貸居住者と同列に扱うべきである、と主張したのである。[Shapiro, 1985, p27] 1880年代になって、疫病の大部分が病原菌によって感染することが判明すると、「自殺の自由」というこの欠陥は、誰の目にも明らかとなった。

ムラン法には不明瞭な部分や欠落があった。これも施行に際しては障碍となった。「不衛生の原因」が余りにも漠然としていたし、対象のひとつの「附属建物」も曖昧だった。また、折からの建築ブームで建設された新築住宅には、衛生の観点からは認め難い安普請のものが多かったのだが、新築建物は同法の対象外であり、同委員会は口出しできなかった。新築物件が第三者に賃貸されて初めて同法の適用対象となるというのは、明らかに同法の欠陥であった。²⁰⁾

以上が同法に内在する問題であるが、他方、法の運用ではどんな問題があったのだろうか。上述したようにパリの不衛生住宅委員会は、唯一熱心に精力的に活動したのだが、それでも不衛生住宅の衛生化という課題を十分には達成できなかった。そこにはパリに特有の事情も介在していた。

パリには二人の統治者がいた。ひとりにはセーヌ県知事であり、他のひとは警視総監である。かれらは己の権限に基づいて、それぞれオールドナンスとかデクレなどを発するが、その範囲や権限は時に重複し錯綜していた。パリ警視庁は1800年（共和暦8年）に創設されたが、フランス警察の特性が初めから刻印されていた。つまり一般的な司法警察と並んで、「行政警察」が大きな位置を占めていたのである。それは社会秩序の維持という大義を担う業務であり、二つに大別される。ひとつは全国一般に関わること

20) 19世紀後半になっても新築建物の建築基準には、絶対王政下の1883 - 84年に導入された規制が適用された。それは道路幅員との関係で建物の高さを規制するという内容だったが、建物内部の衛生については何ら言及していなかった。1852年のデクレは公衆の安全と健康のために事前の建築認可権を都市当局に与えたが、衛生とか清潔とかの概念が曖昧なままだったので、有効なコントロールができなかった。[Bullock & Read, 1985, p345]

で、出版、印刷、貧民・浮浪者、ガルニ、売春、賭博、集会・結社、火薬・武器などを取り締まる業務を含んでいた。他の一つが都市の行政業務で、道路管理、衛生、清掃、火災、洪水、建築、市場、食糧、商業、証券取引などの監視業務であった。[長井伸仁,1991, p38]

行政業務のひとつである衛生業務を遂行すべく、警視庁初代警視總監デュボワ(1758-1847)は1802年に、セーヌ県衛生評議会を創設した。これがフランス公衆衛生制度の嚆矢である。1829年には、「公衆の衛生と個人の衛生の観点から、市町村の建築と住宅を規制する法律が、しかも改善の余地がある建物には改善を命ずることのできる法律が必要であろう。」と提言した。[Guerrand, 1970, p16] さらに二月革命後には、早くも先述した警視總監のオルドナンス(1848年11月20日の警視總監オルドナンス)を発して、不衛生住宅内部にまで踏み込んで、衛生や清潔が保持さるべきことを指示した。その後1851年12月15日のデクレで、各区に衛生委員会を設置することを布告した。

他方セーヌ県知事も当然ながらパリの公衆衛生に重大な関心を寄せていた。ナポレオン3世に任命された県知事オスマンは、道路行政と並んで衛生行政にも尽力し、パリ都市改造の一環として、上下水道のインフラ整備に力を注いだこと前述の通りである。また衛生行政機関「セーヌ県公衆衛生・清潔委員会」や不衛生住宅委員会を統括していた。

ふたりの首長が、協力し補佐しあいながらパリの衛生業務を推し進めていたのなら、もう少し事態は好転したかもしれないが、両者に十分な意思の疎通はなく、寧ろときに敵対的な関係にあったので、その期待も空しいものだった。²¹⁾

21) セーヌ県知事とパリ警視庁との対立は、警視庁誕生間もない頃から生じていた。県知事フロショと初代警視總監デュボワは、卸売市場の管理運営権や、モンフォコンの道路管理権をめぐる衝突していたという。[長井伸仁,1991, p38-40]

ガルニの衛生化

とはいえ、警視庁はガルニについては踏み込んだ衛生指導を行なった。というのも、ガルニは警視庁の管轄権が優先的に及んだからである。縷々述べてきたが、下級ガルニはコレラ被害が最も集中的に現れた不衛生住宅の象徴であると同時に、浮浪者や貧民の、したがって「治安を脅かす恐れのある人々」の寝泊りする場所でもあったからである。警察は定期的に巡回し、ガルニ住人の情報を得る傍ら、内部の衛生状態をチェックした。二月革命後には、警視總監カーンがオールドナンスを発し（1848年11月20日のオールドナンス）、ガルニの居住者一人の容積を最低14㎡とし、これが確保されるようにベッドを配置すべきこと（第7条）、換気の良くないガルニは賃貸禁止の措置がとられるべきこと（第8条）と命じた。

だがそれが実を結んだかどうかは疑わしい。1876年にパリの不衛生住宅委員会は、ガルニへの衛生監視はもはや行なわれていない、と述べるが、R. H. ゲランは、警察が意識的に手を抜いているからではないかと見ている。「ガルニ経営者は警察を頼っている。だが同時にかれらは情報の提供者でもあった。《いかがわしい連中》との付き合いはいつも高くつく。」と皮肉っている。[Guerrand, 1992, p20]²²⁾

だが1878年のパリ万博がひとつの転機となる。首都に押し寄せることが予想される外国人や地方からの観光客に悪い印象を与えないよう、警視庁は急ぎオールドナンスを発令し、各部屋の容積を定めること、地下室の如き直接陽光の入らない部屋は賃貸禁止にすること、トイレは20人に一つの割合で設置すること等を経営者に強く求めた。[Guerrand, 1992, p20]

さらに1880年代初頭に腸チフス、ジフテリア、天然痘などが流行し、

22) R. H. ゲランはもし警視庁が本気で改善命令を出せば、ガルニ経営者はそれを実施するだろうという。というのは、不衛生住宅委員会の指示なら引き延ばしも可能かもしれないが、警察の命令は、これが実行されなければ、直ちにガルニ閉鎖の措置が採られるかもしれないからだという。[Guerrand, 1992, p20]

再びガルニの集中する街区で犠牲者が多発したことを受けて、警視庁は新たなオルドナンスを発してガルニの衛生化を促した。この1883年10月25日のオルドナンスは、78年のそれよりもかなり豊富で、詳細な標準を打ち出した。要点を摘記すれば以下の通りである。[Raffalovich, 1887, 249-259; Du Mesnil, 1890, p77; Guerrand, 1992, p20]

- (1) 部屋を貸し出すには、部屋の数、その広さ、そこに入れるベッド数を明記した書類を、警視庁に届け出ること。
- (2) ガルニ経営者がモラルの点で保証できる人物であり、部屋が清潔あるときに、届出の受領証が出される。この受領証がなければガルニの営業はできない。
- (3) ガルニの部屋に収容できる人数はその容積で決まる。一人当たりの容積は最低 14^mを基準とする。
- (4) 天井の高さは最低 2m50cm とする。
- (5) 各部屋の最大収容人数を貼り紙で明示すること。
- (6) どの部屋も換気を確保すること。
- (7) 大部屋に男女を一緒に入れることは厳禁する。
- (8) 共同トイレは居住者 20 人につき一つ設置すること。トイレは直接採光と換気が得られること。清掃用に水道管が貯水槽を設置すること。
- (9) 各ガルニは清潔のために十分な水が確保されること、等である。

パリ市当局もこれに重大な関心を寄せるようになり、1883年には、警視庁に助力するために「ガルニ特別監視制度」を創設し、ガルニ衛生化に乗り出してゆく。建築家と医師を含む特別監視員は初めは9名だったが、翌年には14名に、さらに1889年のパリ万博時には19名に増員されて、10ないし14に分割されたエリアを巡回訪問して指導に当たった。[Guerrand, 1992, p20] 1883年7月から翌年末までに、監視員は旧いガルニ3千棟、新しいガルニ5千棟の計8千棟を訪問した。どこのガルニも概して、むさ

くるしい部屋に大勢の人間が居住しており、全体に不衛生なものが目に付いたという。[Du Mesnil, 1890, p77]

少なくともガルニについては、知事あるいはパリ市当局と警視庁との対立は、緩和されたようである。それは一般住宅と異なり、ガルニは私的所有権を盾にして公権力の介入を拒めないどころか、逆に営業認可権を警視庁に握られていたからである。

ではガルニの衛生化は進捗したのだろうか。「パリ・ホテル経営者組合 会議 Chambre syndicale des Hôteliers-Logeurs de Paris」は、1887年と90年にこのオールドナンスの廃止を市議会に請願している。ホテルあるいはガルニ経営者がとくに問題視したのは、天井の高さ2m50cmと、一人当たりの容積最低14^mの条項であった。大部屋 *chambrées* にしろ、個室にしる、できるだけ多くの宿泊客を入れたい経営者にとって、これらの条項が大きな妨げとなっていたからである。それだけ狭小な部屋 *cabinet* と、大部屋への詰め込みが常態化していたのである。²³⁾

1883年のオールドナンスで注目すべきは、ガルニ住人にも水の恩恵に浴させたいという配慮が見えることである。つまり上記(9)「清潔のために十分な水が確保されること」、並びに(8)「トイレ内の清掃用の水道管が貯水槽の設置」がそれである。警視庁も住民の衛生とくに身体衛生にとって「流水」の必要性を認識し、その改善を経営者に強く求めたのである。だが、一般家庭が居住するアパルトマンでも上水道の引き込みが普及して

23) 万博需要は労働者や出稼ぎ者をパリに吸引するが、そのことがさらに庶民の住環境を悪化させたようである。1878年の万博時には、「衛生検査からも免れたような住宅に、貧民が集中して住む危険がうまれ、過密居住が生じていた。」[Raffalovich, 1887, p249-250] この証言は、1877年から83年まで、パリの不衛生住宅委員会のメンバーを務めたデュメニルのものである。

なおこの間にパリのガルニは激増した。つまり1867年7月時のガルニ経営者9,050名が、82年7月に11,535名へと約30%増え、その居住者は142千人から243千人へと倍増した。「この奇跡」の秘密は何か。それは、一つの部屋を二つに分割したり、今までのベッド数を10から20に増やしたりして、ガルニに人を沢山詰め込んだためである。」[Raffalovich, 1887, p251]

いない状態では、この要請をガルニ経営者に義務づけることはできず、ガルニの近くに共同水道栓があるときには、ガルニ住人への給水義務は免除される、とされたのである。[Guerrand, 1992, p20] パリジャンの「水の征服」への道は遠かった。

もう一つ問題となったのは、改善工事の費用を誰が負担すべきか、という点であった。水周り、トイレ周りの工事は多額の費用が掛る訳だが、ガルニの場合、建物の所有者が負担すべきか、ガルニ経営者が負担すべきか、が法的に決まっていなかった。こうした些細な点の詰めも甘さを残していたから、ガルニの衛生化は期待されたほどには進まなかった。

19世紀末パリの住宅衛生事情

貧困の実態調査はそのまま不衛生住宅の調査でもあった。第三共和政初期に『パリの貧困』を著したオソンヴィルは、パリに散在する貧困街区をこれでもかと言うほどに記している。かれによれば貧困街区は、一つは都心にあるが、他は周辺区に散在しているという。ごく簡単に代表的なものを紹介しよう。都心の貧民街区は、大抵は大通りなどの裏手の隠れた所であり、しかも昔からの名前をもつ通りにあるという。例えば、第5区にある「コシュット通り Huchette (角笛)」, その近くの「パシュミヌリイ通り Pacheminerie (羊皮紙造り)」, 「ビュシュリ通り Bûcherie (肉屋)」などは、シテ島対岸にあり、サン・ミッシェル河岸とサン・ジェルマン大通りに挟まれた区画にあるが、これらの通りの両側には6, 7階建ての建物が並び、沢山のアパートマンを擁している。だがどれもが十分に陽光をとりこめないで、昼間でも暗い。そこには庶民が犇めくように暮らしている。ある建物には150人の借家人が住む。その多くは近くの稼ぎ場に職を求めていた。すなわち河岸や中央卸売市場で運搬仕事をする人足、道路清掃人、その他肉体の強さだけを求められる職業に従事する人々である。これらのアパートマンは法外な値段で賃貸されている。年家賃250フラン以下で二部

屋のアパートマンは借りられない。普通は一部屋 150~200 フランもするという。[Haussonville, 1881, p832-833]²⁴⁾

この頃のパリには“Cité”と呼ばれる貧民街が幾つかあった。例えば第13区オピタル大通りを下った一区画には、木っ端と漆喰で造られた掘立小屋の一群があった。これが「クルミール貧民街 Cité des Khroumirs」と呼ばれた場所であり、そこには主に屑拾いなどがゴミと一緒に暮らしていた。オソンヴィルはあるあばら家に入り、老婆の屑拾いが、拾った骨から少しばかりの肉をほじくり出して、パンになすり付けているのを目撃した。かれは声を掛けようとして、彼女が酔っているのに気づいたという。ここにはパリの底辺層が年間家賃 70~80 フランを払って生活していた。²⁵⁾
[Haussonville, 1881, p838]

一昔前パリの小郊外だった 19 区と 20 区は、この頃になると碌に整地されていらない場所に、2, 3 階建ての建物が相次いで建てられた。街路も広く家賃もさほど高くはないが、どれも安普請だった。というのは、「総賃借人」が土地所有者から長期の契約で土地を借り、そこに木切れと漆喰で

24) ほぼ同じ内容の記述が次の文献にもある。[Raffalovich, 1887, p268] それは衛生状態についてより詳細に次のように記している。「二間の住戸といっても大部分が1室しか道路に面していない。小さな台所は中庭に面する屋根窓から明かりを採っている。中略 この地区の狭くて薄暗い小路に足を入れると、家庭から出るゴミと小便の悪臭に喉をやられるだろう。中略 中庭は窓から出るゴミで悪臭を放っている。この狭く不潔な住まいに5人, 6人, 時にはそれ以上の家族が、折り重なって暮らしている。」と。

25) そのほかには、第13区ギャール大通りの両側に有名な“Cité Doré”と“Cité Jeanne d’Arc”があった。「シテ・ジャンヌダルク」には7棟, 1,200戸もあり、約2千人が住んでいた。その住民数の多さから判断して、そこは「大部屋 chambrée」居住が一般的だったと思われる。「どこも階段は薄暗く、滑りやすく、夕方は危険だ。ここに住むには家族の父親が赤貧に身をやつすことが条件だ。」と云われている。[Raffalovich, 1887, p271; Picot, 1885, p39]

第19区のもー通りにある「シテ・シャラン Cité Charrand」には、実に300家族, 2千人が住んでいた。その入り口付近にはいかがわしい宿があって、きちんと部屋代を払えない人々に利用されていた。またその近くには「シテ・ガン Cité Gand」があり、専ら屑拾いが好んで住んでいた。この貧民街は、20世紀初めにロミニエール並木通りが開鑿されるときに、取り壊された。
[Fiéro, 1987, p57]

家を建て、週単位で法外な値段で賃貸しするからである。標準的な家賃は週2フラン50、年間で140フラン程度であるという。総賃借人は大抵居酒屋を経営しており、かれの店子が店に出入りしないと追い出して仕舞うことも珍しくない。かれは契約期間の20年が過ぎる頃には、しっかりと貯め込んで貸家経営から引退するという。[Haussonville, 1881, p840]

住宅改革運動に尽力したデュメニル博士は、1898年に低廉住宅フランス委員会の委嘱を受けて、同僚のマンジュノ博士とともに、パリ13区イヴリイ通りとショワジエ通り、マッセナ大通りで区切られた三角形の区画の住宅訪問調査を実施した。翌年公表されたその結果は、世紀末パリの住宅事情を端的に伝えていると思われるので、ごく簡潔に紹介しよう。

この区画には212棟があったが、うち所有者自身が住むものと、年家賃400fr以上を払う借家人が住む小計52棟は対象外としている。かれらの主たる関心は労働庶民の住宅事情であったので、残る160棟、1415の住戸が調査対象となった。

デュメニルはまず衛生の概況を述べる。160棟のうち、10棟のみが建物内に給水施設を備えている、57棟が中庭もしくは階段下に給水設備をもつが、93棟には上水が引かれていない。トイレの設置については、107棟が建物内に一つだけもち、9棟は可動式の樽のトイレを一つだけもち、全くトイレをもたない棟が6棟もある。便器はほとんどがいわゆるトルコ式であり、便槽は固定式便槽である、下水本管に接続した水洗トイレを附置したものは僅かに2棟のみである。[DuMesnil, 1899, p33-34] 庶民が「水の征服」からいかに遠い状況にあったかは明瞭である。

これら1415住戸のうち、空き室149戸を除いた1266戸の部屋数別の分布は以下の通りである。(表1) ガルニは153室あり、うち146がうまっている。その容積分布を見ると、基準のひとり当たり14㎡を満たすものは74室、基準以下が37室だからおよそ30%は先の警察令に違反している。大部分はひとりで住んでいるが(98室)、二人で住んでいるのも49室

19世紀パリの住宅改革と公衆衛生

表1 第13区ポワント・ディヴリ地区住宅調査

	ガルニ	1室住戸	2室住戸	3室住戸	4室住戸	5室住戸	合計
イヴリ並木通り	36	93	81	97	46	2	335
ショワジ並木通り	72	70	42	118	36	5	343
マセナ大通り	14	3	2	10	5		34
オスピス通り		12	11	9	5		37
イヴリ小路	4	50	35		1		90
ポワント・ディヴリ通り		78	70	42	1		191
ベルト小路	3	30	30	22	5		90
ポドリクール通り	17	30	35	39	5		126
	146	366	306	337	104	7	1,266

出典 [DuMesnil, 1899, p38]

ある。その場合は、容積が28^mを必要とされるが、容積分布によると30^m以上の部屋は18室しかないから、大雑把に云っても、3分の2の住民がこの基準以下で生活している勘定になる。[DuMesnil, 1899, p38-40]

19世紀末には、この過密居住が病原細菌学説との関連で論議になるのだが、それはともかく、ガルニを含めて一室住戸は512室、全体の40%を占めている。そこには多様なパリジャンやパリジェンヌが住んでおり、デュメニルはその生活ぶりを丁寧に描いており、都市社会史として読んでも面白いのだが、住宅事情に限定すれば、一室住戸の86%は窓が一つだけ付いており、直接光が届かない部屋も二つある。90%の部屋には暖房がある。家賃は3分の2が月額払いで、その平均は14フランと安い。3分の1は週単位で支払われるが、その平均はおよそ2フラン50である。そこにはその日暮らして生きている人々が住んでいる。²⁶⁾かれらは家賃を払えなくなれば、いつでも追い出される運命にある。デュメニルが挙げる個別事例のなかには肩拾いが目立つのは、先のオソンヴィルと同じであ

26) 最も狭い10^mしかない部屋には、老婆がひとり住んでいる。福祉事務局からの月額5フランと「ハコベ mouron」などを売って暮らしている。彼女は、ハコベを摘みに徒歩で郊外まで往復する。これを洗い、箱に入れて5~10センチメートルで売る。天気が悪かったり、地面が雪で覆われて収穫できないときには、パセリかチャーヴィルなどを売る。一日の終わりには60から75センチメートルを稼ぐという。[DuMesnil, 1899, p43]

る。²⁷⁾

この街区の2室住戸は344戸あり、天井の高さは2m60と高い。それらの大部分には少なくとも一部屋には暖房が付いているが、まったく暖房のないものも99室（14%）ある。ほとんどの部屋に窓がついているが、間接採光のものも54室（8%）ある。家賃は年間平均175フランと標準的である。3室住戸は366戸あり、アメニティは良くなっている。それでも暖房のない部屋が82室ある。また採光では台所には窓がないが、他は大体窓が付いている。家賃は四半期払いが普通で、年家賃平均225フラン程度である。部屋数が多くなるに従って居住者の経済的状況も高いことが窺える。だが必ずしも快適な居住空間とばかりは云えない。大きなアパルトマンには大家族が住むことが多く、ひとり当たりの空間は決して大きくはないからである。²⁸⁾

第3節 1902年公衆の健康保護に関する法

パリなど限られた大都市でしか不衛生住宅委員会が活動してなかったことを考えれば、1850年法は確かに「忘れられた法律」と云えるかもしれない。だが、第三共和政に入ると、同法をより実効性のあるものに変えようとの機運が生まれてきた。その背景は幾つか考えられるが、第一に挙げられるのは、第二帝政以来すすめられてきた衛生インフラの改善である。

27) 12㎡のある一室は週家賃2フラン50だが、寡婦と子供二人が住んでいる。全員で屑拾いの仕事をして1日2フラン稼いでいるという。同じ容積の別の部屋には子供のいない夫婦ものが住んでいるが、これも屑拾いで生計を立てている。その部屋の空気は、拾い集めたゴミから発する悪臭で汚染されている、という。[DuMesnil, 1899, p46]

28) 例えば、ある3室住戸は容積では50㎡あるが、天井高が2m60だとすると、床面積は19㎡強しかない。その構成は、寝室20㎡（7.7㎡）、台所8㎡（3㎡）、食堂兼寝室22㎡（8.5㎡）である。ここに祖母、両親、子ども4人の計7人で暮らしている。食堂兼寝室には二つのベッドが置かれ、両親と二人の子どもが使用する。祖母と幼子は寝室で、赤子はゆりかごで寝る。直接採光できる部屋は1部屋のみである。[DuMesnil, 1899, p67-68] つまり、採光ないしは換気不足と、過密居住の実態が浮かび上がる。

前述したように、水源から引いた清澄で美味しい水を、一部のパリジャンは飲めるようになった。また、悪臭の源であった尿屎と家庭廃水も、少しの課金を払えば下水本管に排出できるようになった。ところが、インフラ整備がすすんでも、パリ民衆が「水の恩恵」に浴せないのは、縷々述べたように、建物所有者や大家の吝嗇と、それを背後で支持した私的所有権の盤石さが障碍となっていたからである。このギャップを如何に埋めるかが課題として認識されたのである。

第二は、普仏戦争の敗北の原因を、ドイツ人に較べてフランス人兵士の虚弱さに求める見方が生れ、一定の支持を見出したことである。この見方はさらに拡大して、フランスの人口停滞が帝国の発展を阻むことになりかねない、との危惧になった。とりわけ出生率の低下が死亡率の低下を上廻る事態は、政治家の心胆を寒からしめた。軍隊に兵を供給する労働者階級の増殖率の低下と体位劣化を何とか食い止めることが、真剣に論議されるようになる。この議論を政治と社会立法の場面で展開したのが、急進主義的政治家と「修正社会主義」の政治家たちで、かれらは労働者階級を国民国家の中に位置づけ然るべく処遇することが、第三共和政の安定と発展に繋がるとの戦略を描いた。²⁹⁾ 本稿の公衆衛生改革もそうした文脈の一環として提起され、とくに労働者の住環境の改善が社会的認識となった。

第三には、労働者階級の死亡に関しては、とくに疫病との関連が目目されるようになった。1880年代に入っても下火にならない腸チフス死亡や、寧ろ勢いを増しつつある結核による死亡が、実は病原性細菌によることが医学的に解明され、広く社会にも認識されてきた。さらに、社会的にはその最大の犠牲者が労働者階級であることが、幾つかの調査で明らかにされ

29) 「修正社会主義」者の代表がアレクサンドル・ミルランである。ヴァルアデック・ルソー内閣の商工大臣に起用されたミルランは、その任期の1899年から1902年までの3年間に、矢継ぎ早に労使関係と社会保障に関わる構想の実現に尽力した。その代表的なものが、通称「労働争議強制仲裁法」であり、労働評議会・労働審判所・労働監督官制度の改革であった。その先進性については次の拙稿を参照されたい。[大森弘喜 2006, p68-96]

た。公衆衛生の施策に病原細菌学の観点が取り入れられて、労働者階級の住環境が考察されるようになると、腸チフスなど消化器系の疫病が広義の「水」に、肺結核など呼吸器系疾患が、換気や採光、過密居住などに密接に関連しているのではないかと議論されるようになった。また、これと連動して19世紀半ばまで支配的だった貧困観、つまり労働者の不品行や不行跡、怠惰、先見性の無さに、貧困の主たる原因を求め、その更生をモラル改善に求める伝統的貧困観が揺らぎ始めた。

1850年ムラン法改定の動きは第三共和政初期に生まれた。石工あがりの議員マルタン・ナドやイポリット・マズらは独自の改正案を作ったが、審議されずに廃案となった。次いで1884年に商工大臣ロクロワが、不衛生住宅の改革としては画期的な「建築許可」の思想を盛り込んだ法案を提出した。これは当時流行した腸チフス、コレラ、天然痘などに触発されて作ったものだが、内閣が瓦解したため審議されなかった。しかし、その思想は1902年法に継承されることになる。[吉田克己,1996, p428]

1891年には内務大臣コンスタンが衛生学者らの協力のもと法案を準備し、政府案として提出した。その眼目は、ムラン法で聖域として法の埒外に置かれた「所有者自身の住む住戸」も、衛生行政の対象にしたことである。下院では、1890年代には所有者のエゴイズムを批判する空気が次第に優勢になり、「借家人の健康に害のある原因だけを取り除けばよし」とする論法は、支持を失いつつあった。私的空間も公共的空間の一構成要素である、という論理が説得力を持ちはじめていた。伝染病とくに肺結核が空気感染することが判明してみれば、それは至極当然なことであった。

だが、上院では1897年以来4年に亘って断続的に審議が続けられたが、公的介入が私的所有権を侵害する懸念と反対が幾度となく表明された。提案者コンスタンは、「私的所有権の尊重がかくも長きに公益に優先している」と長嘆息し [Burdeau, 1989, p130]、ヴァルデック・ルソー首相も、1900

年12月の上院で「所有者の無制限の自由が市民の普遍的利益や権利に勝るものかどうかを検討すべきである。」と発言している。[Monod, 1904, p112]

法案提出から11年を経て、漸く1902年2月15日に「公衆の健康保護に関する法」が成立した。それは全5章34条からなる大部のもので、本稿ではとてもすべては扱えないので、公衆衛生と不衛生住宅に限ってその要点を述べることにする。

まず伝染病の届け出制が改定された。(第4条)とくに天然痘には注意が払われて、11歳と21歳の時に予防接種を受けることが義務とされた。(第6条)³⁰⁾そしてこれら届け出伝染病の患者には消毒が義務づけられた。(第7条)法定伝染病22のうち、13の伝染病が届け出を義務化され、9つが任意届け出とされた。だが肝腎の結核は、前述したように届け出義務から外され、世間は驚きと疑問をもってこれを聴いた。医学アカデミーと公衆衛生諮問委員会が、届け出義務化は、結核患者とその家族を世間の指弾にさらすことになりかねないと主張して、義務化に強く反対したからである。[Monod, 1904, p122] だが、私は、結核患者のプライバシー保護に名を借りた開業医保護ではなかったかと考えている。

住宅の衛生化に関しては画期的かつ合理的な規定が盛り込まれた。第一は、人口2万人以上の都市では、新築家屋に「建築許可」が必要となったことである。(第2条)市長は別途「衛生規則」を作成し、この規則に則って住宅の衛生化を判断することになるのだが、その雛型は翌年に内務省が作成した。それは都市と農村別個に作成されたものだが、都市の衛生規則を紹介すれば次の如きものである。

- (1) 住宅の部屋は最低 25 m³の容積を必要とすること
- (2) 住宅には上下水道を設置すること

30) フランスではこの当時年間12千人の天然痘死亡を数えたが、ドイツでは110人という驚くべき少なさであった。プルアルデルは、ベルリンはパリと同程度の衛生条件なのに、そこには天然痘死亡はもはや存在しない、と述べている。[Brouardel, 1903, p166]

- (3) 街路もしくは中庭から採光と換気を確保すること
- (4) 地下室の居住は禁止さるべきこと
- (5) 天井の高さは地下室で2m60cm，1階で2m80cm，他の階では2m60cmを確保すること
- (6) 中庭は最低面積30㎡を確保すること 等であった。

市長はこの基準が満たされたときに建築主に建築許可を交付する。後述の低廉住宅 HBM では、この基準を満たした新築家屋には「衛生証明書」が交付され、税制上の恩典が受けられるようになった。

第二に、既存の建物についてもこの衛生規則が適用されることになった。1902年法は云う、「既建築、未建築を問わず、また公道に接するか否かを問わず、ある建物が占有者もしくは隣人の健康にとって危険である場合には、市長村長は衛生委員会に対して、衛生化工事の実施や、場合によっては居住禁止など講ずべき対策について意見を求めねばならない。」と。

ここにムラン法で云う「自殺の自由」は否定され、所有者自身の住む家屋も同法の対象となった。こうして謂わば「喉元に突き刺さった骨」が除去されたのである。さらに衛生化工事を当事者が実施しないときには、幾つかの事後的措置が採られるが、最終的には市長が職権をもって、違反者の費用負担で必要な工事を執行できると定められた。

また、不衛生が外部の恒常的な要因による場合には、建物と敷地全体を市町村が収用できるとされた。これは1850年ムラン法を踏襲したものが、その実施には60年以上も前の1841年収用法を適用するほかなかったもので、現実には収用に伴う補償費用が莫大な金額にのぼり、「結核が猖獗をきわめた地区」の衛生化、謂わばスラム・クリアランスの実施は遅滞せざるを得なかった。

1902年法は衛生行政も制度化した。公衆衛生全般を統括するのが、内務省に附置された公衆衛生諮問委員会で、医療、薬事、鉱水の開発と販売、飲料水の供給事業、食品衛生などを審議の対象とした。各県には公衆衛生

評議会と衛生委員会が創られ、さらに人口 20 万人以上の大都市には衛生局が設置されることになった。それらはそれぞれ県知事と市長が統括責任者となった。

パリはこれを受けて 1904 年に独自の衛生規則を策定し、新築、既築の建物の改良工事は、セーヌ県知事の事前許可を受けて行うこと、上下水道の本管と建物の枝管とを繋ぐこと、とりわけ固定式便槽を下水本管に接続すべきこと、すなわち「すべてを下水ヘトゥ・タ・レグ」を実施すべきことを定めたのである。だが前述の通り、「すべてを下水ヘトゥ・タ・レグ」は、これに異を唱える建物所有者や大家の抵抗が執拗に続き容易に進捗しなかった。

1902 年法の評価

難産の末誕生した公衆の健康保護に関する法は、1850 年ムラン法の欠陥を修正し、公衆衛生の制度をうちたてた。住宅衛生に限定すれば、上下水道と下水道の利用が半ば義務とされたことは大きな前進であった。採光と換気は、間接的ながら中庭と街路からの確保が求められ、天井の高さ確保も地下室居住の禁止も、この観点から決められたと云える。だが、過密居住への配慮は法制化は難しかった。これは別途、住宅関連法で扱われることになる。

だが、どんな法律や制度も批判や欠陥は避けられない。1902 年法も例外ではなかった。一つは、同法が政府あるいは地方自治体による衛生的住宅の建設というベクトルを欠いた、という批判である。だが同法は飽くまでも国民の健康保護を意図したものであって、狭い意味での住宅法でも

31) 法制史家の吉田正巳氏は、ムラン法の幾つかの改定案と 1902 年法には、自治体などによる直接的住宅建設の条項が見られないことをもって、微温的と評価している。[吉田克己, 1996, p420, 427] だが、労働民衆のための住宅建設は後述の低廉住宅法に委ねられたのであり、1902 年法に建設促進を期待するのは筋違いの議論である。

都市計画法でもない。同法にいわゆる「直接的住宅建設 direct housing」を望むのは、的外れないしは「望蜀の歎」と云うべきであろう。³¹⁾

内在的な批判としては、同法には衛生行政の実働部隊を欠いたというものがある。シャピーロは、「同法の最大の欠陥はキイとなるべき条項、すなわち衛生監視業務の創設がなかったこと、さらに健康問題の権限を政治家の手から衛生などの専門家の手に移すことが回避されたことである。」と批判する。[Shapiro, 1990, p60]

実はこの点は夙にジュールダンが指摘していたところで、かれは1889年の国際衛生人口会議の報告のなかで、パリの不衛生住宅委員会の活動が停滞している理由を、同委員会が行政から独立していないこと、名誉職の性格が強く十分な報酬も支払われていないこと等に求めていた。その上で、かれは、不衛生住宅の監視業務は、道路監督官、建築家などから成る独立の専門家団体に委ねるべきことを提言していた。そのメンバーは行政府から任命されその統括下に入るが、一定の報酬を受けて例外なくすべての家屋を訪問調査し、衛生化に必要と思われる措置を市長に報告する、市長は所有者もしくは借家人に必要と認められた衛生化工事などをするように命ずることができる、というものだった。[Jourdan, 1890, p388]

ところが、この専門家集団による住宅衛生監視という構想は、先の不衛生住宅委員会よりも大きな権限をもつことが危惧されたため、この国際会議でも異論が出たし³²⁾、さらにフランスの議会審議でも、私的所有権の守護者である上院はこれを認めようとはしなかった。居住の自由を犯すとしてこの構想を葬り去ったのである。失望した衛生家らは、同法は去勢された、財産を持つ選挙民の利益に沿うことで、結局は行動しない自由を残したのだと、慨嘆した。[Shapiro, 1990, p60]

32) ボルドー市の不衛生住宅委員会のメンバーだったモーリアック医師は、長年の実務経験から、ジュールダンの構想に反対意見を表明したが、[Jourdan, 1890, p389] 真の理由は定かではない。

1902年法の重大な欠陥のひとつは、これらの衛生規則の策定を人口2万以上の都市に限定したことである。つまり農村や小都市などの住宅は法の埒外に置かれたのである。このことが、戦間期におけるパリ郊外都市の乱開発と、衛生基準を無視した不衛生住宅の叢生を生み出すことになったのである。この人口制限条項もまた上院の強い求めで入れられたものだった。

さらに同法の不首尾は、不衛生が外部的要因や恒常的要因によるもので、改善不可能とされた建物などについて、都市当局による収用が不可避とされたときの、収用の原則が曖昧だったことである。これも先の1889年国際衛生人口会議で問題視された論点であったが³³、深められることはなかった。このため、「社会的災厄」とも云うべき結核蔓延の温床だった「健康に害を及ぼす地区」の不衛生な建物群の取り壊しと再開発は、容易に進まなかった。さらに調査が進むと、第一次大戦前には六つを数えるだけだった結核猖獗地区が、戦後は17を数えるまでになった。もちろんこの間に結核が増殖したのではないが、緊急を要する取り壊しと収用、つまりスラム・クリアランスが遅滞したことは明らかである。

シャピーロは、「政府はスラム一掃という緊急を要する問題を扱うすんでのところで立ち止まった。1902年法はこの決定的な問題を回避した。救済できない状態にある家屋を収用する際の補償手続きを改定することに、失敗したからである。」と云う [Shapiro, 1990, p60]。また同時代人のチュロも、同法が収用に際して所有者に支払う賠償金に制限を設けていなかったことが、スラム・クリアランスや都市再開発を遅滞させた要因だと云う。「もしある者が不衛生な家屋をもっていて、改築するには相当のカネが掛るとすれば、それを止めて収用して貰った方が得ということになる。

33) フランスのダルジョワ医師は、現行の収用法は審査委員会が実勢価値以上に補償額を算定しているのので、所有者はそれを「もっけの幸い」と見ている、公益を事由とする収用と、公衆の健康や衛生を事由とする収用とを区別すべきだ、後者の収用は年率5%の収益を生むものとして評価額を算定すべきだ、と主張している。[Jourdan, 1890, p389]

中略 1902年法はこうして不衛生に真の利得 prime を与えている。」と。
[Turot & Bellamy, 1907, p60]

二人の見解は正鵠を射た批判である。1841年法は補償の限度額を定めていなかったから、上層ブルジョワジーが審査を務める委員会は、法外な補償額を認める傾向があった。1841年収用法を改める動きは、1902年法の施行後すぐにかのシーグフリードにより始められた。かれは、不衛生な建物の価値は、同程度の良好な衛生状態にある建物の価値から、衛生化工事に必要な費用を差し引いた市価 valeur vénale を基準にすべきと主張した。かれの提案を盛り込んだ法案は1904年に下院に提出され、1910年には上院に上程されて、1915年には法律となった。[Sutcliffe, 1970, p114; Fijalkow, 1998, p188]

こうして隣接する用地と建物を含む、不衛生な建物と底地の収用は可能となったが、地帯収用に莫大な補償金額が必要であることに変わりなかった。夥しい住民が蝟集する都心部の一等地を、所有者の同意を取りつけつつ収用することは、カネだけでなく途方もない時間と労力が必要であることがやがて判明する。

ところで、パリ市議会でこの問題にもっとも精力的に取り組んだのは、議員のアンブロワーズ・ランデュであった。かれは、結核撲滅こそが市当局の最初の義務であり³⁴⁾、そのためには、カジエ・サニテルで明らかにされた結核汚染地区のスラム・クリアランスと、労働庶民のための安価で衛生的な住宅建設が必要であると、再三力説した。「これらの汚染地区を衛生化すれば、公的扶助の費用を大いに節約できるだろう。 中略

34) A. ランデュは、ジュイラが光を当てた結核蔓延の問題が、その後解決に向けてほとんど進展していないことに苛立ち、「この恐るべき災禍には鉄と火（の意味）をもって闘う必要がある。」と力説する。[Rendu, 1906, no.109, p2] かれは結核の防遏と情報蒐集のために、前述したディスパンセルのより多くの設置を訴えている。というのは、かれは死亡率から逆算して、パリには少なくとも推定5万人の結核患者がいると見ているからである。[Rendu, 1907, no.109, p3]

3,500万フランを病院建設に使うなら、それを81の道路と59,984人が結核の餌食となっている1,471の家屋の衛生化工事に使う方が有益である。」と。[Rendu, 1909, no.69, p3]

さらに、衛生化工事だけでは問題が解決しないとして、ランデュは「これらの不衛生な家屋を収用し建物を取り壊しただけでは問題は解決しない。というのは、そこを追い出された人々は隣接する地域に移住し、その過密居住をいっそう悪化させるからだ。中略したがって、建物取り壊しと、跡地の一部に低廉住宅を建設することは一体化して考える必要がある。」と。主張した。[Rendu, 1906, no.7, p1-12]

このように、結核が猖獗をきわめた地区の衛生化という名の収用事業は、もはや公衆衛生という範疇を越えて、収用後の跡地利用、つまり公共的空間をどう利用するかという都市計画 urbanisme に関わるまでになったので、「健康に害を及ぼす地区」の収用と再開発には、二つの戦争を是らんで半世紀余を要するのである。³⁵⁾

[2013 2 6 脱稿]

35) サトクリフは、この間パリ市には都市計画のグランド・デザインがなかった、と厳しい評価を下している。[Sutcliffe, 1970, p213sq] それにも一理あるが、しかし現実には予想以上に厳しかったことも考え併せることが必要だと思われる。というのは上述のように、第一次世界大戦後の調査で、結核が猖獗を極める地区が更に増えて、17地区にも達し、それらすべての衛生化事業、換言すればスラム・クリアランスには、1919年時点で実に10億フランもの巨費が必要と見積もられたのである。[Sutcliffe, 1970, p241]

「健康に害を及ぼす地区」第1番サン・メリ地区の収用は、第一次世界大戦後に漸く始まるが、それは現実には気が遠くなるほどの手間暇とカネを要したのである。パリ文書館の1472W70番台の箱には、そうした収用作業の資料が断片的に保存されており、私も閲覧したが、如何にこの作業が大変な仕事だったかが窺える。セーヌ県の建築・道路監督官が、所有者本人の賃貸収入など所得申告と、土地、建物の評価を鑑定し、補償額を算定して交渉に当たったようである。

例えば、シモン・ル・フラン通りにある面積318㎡に三つの建物をもつ者に対しての鑑定は、以下のように算定された。家賃などの収入から必要経費を差し引いた純収入25,840フラン、それを8%で収益還元すると評価額295,000フランとなる。他方土地318㎡の評価は単価500フランとして

§ 本稿で利用した資料・文献（引用順）

[]内は翻訳刊行年または復刻年

- [1] Roger-Henri Guerrand, *Les origines du logement social en France*, Paris, 1967
- [2] Adeline Daumard, *La Bourgeoisie parisienne de 1815 à 1848*, Paris, 1963
- [3] Anthony Sutcliffe, *The Autumn of Central Paris*, London, 1970,
- [4] Adolphe Blanqui, *Des classes ouvrières en France pendant l'année 1848*, 2vols, Paris, 1849
- [5] 吉田克巳『フランス住宅法の形成 - 住宅をめぐる国家・契約・所有権 - 』東京大学出版会 1997
- [6] 羽貝正美「フランスにおける都市計画の形成 - 1850年ムラン法の成立を中心に - 」東京都立大学『法学会雑誌』28-1, p481-526, 1987
- [7] Michel Chevalier, *Les questions politiques et sociales, l'assistance et la prévoyance publiques*, *Revue des Deux Mondes*, 1850.3.15, p961-994
- [8] Matthieu Brejon de la Lavergnée, *La Société de Saint-Vincent de-Paul au XIXe siècle; Une fleuron du catholicisme social*, Paris, 2008
- [9] Florence Bourillon, *La loi du 13 avril 1850 ou lorsque la Seconde République invente le logement insalubre*, *Revue d'Histoire du XIXe siècle*, vol 20-21, p117-134, 2000
- [10] Armand de Melun, *De l'intervention de la Société, pour prévenir et soulager la misère*, Paris, 1849
- [11] Jean Baptiste Duroselle, *Les débuts du catholicisme social en France (1822-1870)* P.U.F. Paris, 1951
- [12] Jean Huguéney, *Un centenaire oublié, la première loi française d'urbanisme*,

159,000フラン、建物はその建築年数により評価額がさまざまだが、その合計は133,410フランと評価された。所有者本人の補償要求額はひっくりめて50万フランだったが、最終的には35万フランで収用が完済し、その土地が1926年にパリ市のものとなった。現実にはどのような査定がなされ、交渉がなされたのか資料では窺えない。恐らくは賃貸収入を収益還元した数字が基本となったのであろう。[Archives de Paris, 1472W, carton 72]

高々100坪以下の土地と建物の収用に35万フランも要したというこの事実は、パリ全体の不衛生街区の収用には、天文学的補償費用が必要となるだろうと推測させる。サン・メリ地区だけでも恐らくは1億フランの収用費用が必要だったと思われる。なぜなら、前述のようにこの地区の狭い通りの両側には、ガルニを含む不衛生住宅が軒を連ねており、その数は数百を下らないからである。さらにパリ全体を眺めれば、こうした不衛生街区は17も存在することが判明したのである。

19世紀パリの住宅改革と公衆衛生

- 13 avril 1850, *La Vie Urbaine*, no58, p241-249, 1950
- [13] Françoise Hidesheimer, *Fléaux et Siciétés: De la Grande peste au choléra, XIVe-XIXe siècle*, Paris, 1993
- [14] Ann-Louise Shapiro, *Housing the poor of Paris, 1850-1902*, The University of Wisconsin Press, 1985
- [15] Yankel Fijalkow, La notion d'insalubrité, un processus de rationalisation, 1850-1902, *Revue d'Histoire du XIXe siècle*, vol 20-21, p135-156, 2000
- [16] Othenin Haussenville, La Misère à Paris, *Revue des Deux Mondes*, 1881, mai-juin, p812-849
- [17] Gustave Jourdan, De l'assainissement des habitations dans la ville de Paris, *Congrès Internatinal d'Hygiène et de Démographie de Paris en 1889, Compte Rendu*, p353-372, Paris, 1890
- [18] François Burdeau, Propriété privée et Santé publique, Etude sur la loi du 15 février 1902, *Mélanges en hommage à Jean Imbert, Histoire du droit social*, p125-133, Paris, 1989
- [19] Henri Monod, La législation sanitaire en France, P. Audin, Ch. Gide et al. *Les Applications sociales de la Solidarité*, Paris, 1904, p81-162
- [20] A.-J.Martin, Réforme de la législation sanitaire française, *Congrès Internatinal d'Hygiène et de Démographie de Paris en 1889, Compte Rendu*, p868-885, Paris, 1890
- [21] Brouardel, La protection de la santé publique: loi du 15 fevier 1902, *Annales d'Hygiène Publique et de Médecine Légale*, 1903, t.50, p177
- [22] Henri Duret, *De l'intervention des municipalités en matière d'habitations ouvrières*, Paris, 1910
- [23] 長井伸仁「19世紀のパリ警視庁 - その管轄をめぐる議論を中心に - 」『西洋史学』164号 1991
- [24] Nicholas Bullock & James Read, *The Movement for housing reform in Germany and France 1840-1914*, Cambridge University Press, 1985
- [25] Arthur Raffalovich, *Le logement de l'ouvrier et du pauvre*, Paris, 1887
- [26] Roger-Henri Guerrand, Aux origines du confort moderne, Jacques Lucan, *Eau et gaz à tout les étages*, p15-30, Paris, 1992
- [27] Dr Octave Du Mesnil, *L'Hygiène à Paris: l'habitation du pauvre*, Paris, 1890
- [28] Dr Octave Du Mesnil & Dr Mangenot, *Etude d'Hygiène et d'économie sociale, Enquête sur les logements, professions, salaires et budgets (loyers*

inférieures à 400fr), Paris, 1899

- [29] Alfred Fiéro, *Vie et Histoire du XIXe arrondissement*, Paris, 1987
- [30] Georges Picot, *Un devoir social et les logements d'ouvriers*, Paris, 1885 (7^e editoin)
- [31] 吉田克巳「フランスにおける非衛生住宅立法の展開 - 1902年『公衆衛生法』成立とその意義 - 」『北大法学論集』47-2 p403-469 1996
- [32] Ann-Louise Shapiro, Paris, M. J. Daunton, *Housing the Workers: comparative history, 1850-1914*, Leicester University Press, 1990
- [33] Gustave Jourdan, De la réforme de la loi du 13 avril 1850 concernant les logements insalubres, *Congrès Internatinal d'Hygiène et de Démographie de Paris en 1889*, Compte Rendu, p384-402, Paris, 1890
- [34] H. Turot & H. Bellamy, *Le surpeuplement et les Habitations à Bon Marché*, Paris, 1907
- [35] Yankel Fijalkow, *La Construction des îlots insalubres*, Paris, 1850-1945, Paris, 1998
- [36] Ambroise Rendu, Proposition relative à l'assainissement des îlots insalubres de Paris, *Rapports et documents du Conseil Municipal*, 1906, no.100
- [37] Ambroise Rendu, Proposition relative au rôle des dispensaires parisiens dans la lutte contre tuberculose, *Rapports et documents du Conseil Municipal*, 1907, no.109
- [38] Ambroise Rendu, Rapport au nom de la 6^e commission, sur l'assainissement des îlots insalubres de Paris, *Rapports et documents du Conseil Municipal*, 1909, no.69
- [39] Ambroise Rendu, Proposition relative à l'assainissement des îlots parisiens où sévit la tuberculose, *Rapports et documents du Conseil Municipal*, 1906, no.7
- [40] Archives de Paris, 1427 W carton 72, 73

§ 本稿に引用はしなかったが参照した文献

- [1] 大森弘喜『フランス鉄鋼業史 - 大不況からベル・エポックまで - 』ミネルヴァ書房 1996
- [2] 大森弘喜「第一次大戦前フランスにおける社会事業の組織化」権上康男・廣田明・大森弘喜編『20世紀資本主義の生成 自由と組織化』東京大学出版会 1996

19世紀パリの住宅改革と公衆衛生

- [3] 斎藤佳史『フランスにおける産業と福祉 1815-1914』日本経済評論社 2012
- [4] 小宮山直子「19世紀前半フランスの住宅問題に関する一考察 衛生に関わる議論と法制をめぐって」大阪大学『阪大法学』51-1 2001 p181-208
- [5] Gustave Jourdan, *Législation sur les logements insalubres*, Paris, 1900
- [6] アルフレッド・フィエロ著 / 鹿島茂監訳『パリ歴史事典』白水社 1996 [2000]
- [7] B. マルシャン著 / 羽貝正美訳『パリの肖像 19 - 20世紀』日本経済評論社 1993 [2010]
- [8] 松井道昭『フランス第二帝政下のパリ都市改造』日本経済評論社 1997
- [9] Vincent-Pierre Comiti, *Histoire du droit sanitaire en France*, PUF, Paris, 1994
- [10] Roger Price, *The French Second Empire; An anatomy of Political Power*, Cambridge University Press, 2001
- [11] 矢後和彦『フランスにおける公的金融と大衆貯蓄 預金供託金庫と貯蓄金庫 1816-1944』東京大学出版会 1999
- [12] 中野隆生『プラーグ街の住民たち フランス近代の住宅・民衆・国家』山川出版社 1999
- [13] Marcel Poëte, *Une vie de Cité; Paris de sa naissance à nos jours*, Paris, 1925
- [14] Dniel Roche, *La ville promise; mobilité et accueil à Paris, fin XVIIIe-début XIXe siècle*, Paris, 2000
- [15] 大森弘喜「近代フランスにおける労使関係とディリジスム」成城大学経済研究所『研究報告』No.43 2006

(付記) 本論文は、平成24年度成城大学特別研究助成による研究「19世紀のパリの住宅改革史」の成果の一部である。